

平成30年 5 月 25 日

総 務 大 臣
野 田 聖 子 殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会 長 多 賀 谷 一 照

答 申 書

平成30年 3 月 23 日 付け 諮問第 3101 号 をもって 諮問された 事案について、審議の結果、下記のとおり 答申する。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT 東日本・西日本」という。）の第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の変更の認可については、次の点が確保された場合には、諮問のとおり認可することが適当と認められる（括弧内は別添において対応する当審議会の考え方）。

今般申請されている接続料に算入される調整額（※）について、接続料を構成する他の費用と同様に繰延税金資産を自己資本から圧縮した資本構成比を用いて算定し、接続料を再算定すること（考え方 1）。

※第一種指定電気通信設備接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）第 3 条の許可申請により算入されるものを含む。また、接続料に準じて計算される金額に算入されるものを含む。

- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりであり、総務省においては、以下の措置が講じられることを要望する（括弧内は別添において対応する当審議会の考え方）。

（1）NTT 東日本・西日本に対し、中継ダークファイバの接続料のように接続事業者に大きな影響を及ぼす金額変動について、毎年 10 月末の再計算報告に併せ、次年度の速報値の情報開示を行うことを要請すること（考え方 3）。

（2）NTT 東日本・西日本に対し、コロケーション費用の予見性向上のための取組について、更に

改善の余地がないか検討を進めることを要請すること（考え方 14）。

- （3）今後の接続料と利用者料金の関係の検証において、「加入電話・ISDN 通話料」及び「ひかり電話」について、NTT 東日本・西日本に着信する通話と他の電気通信事業者に着信する通話が区別されていない中では、これらのサービスの提供のために NTT 東日本・西日本が他の電気通信事業者を支払う接続料を含めて検証を行うことが適当であることを踏まえ、NTT 東日本・西日本に対し、検証方法の見直しについて要請すること（考え方 16）。

以上

(別添)

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する
接続約款の変更案に対する意見並びにそれに対する考え方
(平成30年度の接続料の新設及び改定等)

■：NTT 東日本・西日本からの意見 ●：NTT 東日本・西日本以外の事業者・団体からの意見 ▲：個人からの意見

意見	再意見	考え方	修正の有無
意見 1 ①●資本構成比の算定に当たって、繰延税金資産は自己資本から圧縮するという報酬額の算定方法に関する見直しに関して、調整額算定時の資本構成比についても、繰延税金資産を自己資本から圧縮した資本構成比を用いることが必要であり、今回認可申請された平成30年度接続料の調整額については、当該資本構成比を用いて再算定することが必要。 ②●今回認可申請された加入光ファイバ接続料に係る乖離額の算定においても、繰延税金資産を自己資本から圧縮した資本構成比率に見直すことが適当。	再意見 1 (1) ■平成30年度適用接続料の原価に加減算する調整額については、既に認可済の平成28年度適用接続料に係る乖離額であることから、その調整額の算定にあたっては平成28年度適用接続料の前提条件にあわせて算定することが適切。 (2) ●左記意見①及び②に賛同。	考え方 1	
○ NTT東・西接続料の報酬額算定における資本構成比の算出については、“レートベースの構成資産に係る資金調達の実態等をできるだけ反映させた資本構成比”を用いる手法が用いられており、今までは、レートベースの構成資産が他人資本又は自己資本のいずれによって調達されたのかを正確に把握することは期待しがたいため、レートベースに含まれない流動資産等に相当する分を一律に「有利子負債以外の負債」(他人資本)から全て圧縮する算定方法が採られていました。 しかしながら、上記算定方法では、レートベースの構成資産ではなく、かつ、税効果会計の適用	○ 報酬等の算定に用いる資本構成比については、接続料研究会での議論とそれを踏まえた要請(第一種指定電気通信設備との接続に関し講ずべき措置について(総基料第162号、平成29年9月8日))を受けて、平成30年度適用接続料から見直しを実施しています。 一方、平成30年度適用接続料の原価に加減算する調整額については、既に認可済の平成28年度適用接続料に係る乖離額であることから、その調整額の算定にあたっては平成28年度適用接続料の前提条件にあわせて算定することが適切であると考えます。	○ 調整額の制度は、平成19年に接続料に係る事後精算制度を廃止し、これに代えて導入されたものであり、調整額は新規設定の接続料の一部として設定されるものとなっている。 ○ 調整額は、接続料を構成する他の要素と同様に、その接続料を設定する時点で適切と考えられる方法で算定される必要がある。	有

意見	再意見	考え方	修正の有無
で自己資本比率を上昇させることになる「繰延税金資産」に相当する分も、一律に「有利子負債以外の負債」（他人資本）から全て圧縮されてしまうため、算出される資本構成比が、「繰延税金資産」に相当する分だけ過度に自己資本比率を押し上げ、レートベースの構成資産に係る資金調達の実態にそぐわなくなることから、接続料の算定に関する研究会第一次報告書（以下、「第一次報告書」という。）を受け、平成30年度の接続料再計算にあわせて算定方法の見直し（「繰延税金資産」については、自己資本から圧縮）が総務省からNTT東・西に要請（※）されたところです。 ところが、今回NTT東・西から認可申請された平成30年度接続料の算定方法を見ると、平成30年度接続料を構成する費用のうち、前々算定期間における費用（報酬額）算定時の資本構成比については、「繰延税金資産」を自己資本から圧縮した資本構成比が用いられているものの、調整額算定時の資本構成比については、従来通り、「繰延税金資産」を「有利子負債以外の負債」（他人資本）から圧縮した資本構成比を用いて算出されています。 調整額については、前々算定期間における費用と前々算定期間における接続料収入の乖離を当年度接続料で調整するものですが、当該調整を行う主旨は、前々年度実績が確定した後、前々年度で回収すべき接続料原価と実際に回収した接続料収入との乖離を調整し、回収すべき接続料原価をNTT東・西が正しく取得することにあります。 この際、回収すべき接続料原価に係る報酬額は、算定の前提条件である“レートベースの構成	なお、これまでも上記と同じ考え方により、以下のように調整額の算定を行っており、連続性は確保されています。 - 平成27年度の公衆電話接続料の算定において、事前設置する特設公衆電話のコストをアナログとデジタルのトラヒック比でコスト分計するよう算定方法を見直したが、調整額は従前の方法で算定。 - 平成28年度の加入光ファイバ接続料の算定において、主端末回線と分岐端末回線との間の「コスト把握の精緻化」を実施したが、調整額は従前の方法で算定。 （NTT東日本・西日本） ○ KDDI株式会社殿及びソフトバンク株式会社殿の意見に賛同いたします。 レートベースの構成資産に係る資金調達の実態をより反映させるため、「繰延税金資産」を自己資本から圧縮すべきとされたことから、調整額の算定においても、資本構成比の算定方法を見直すべきと考えます。 （DSL事業者協議会） ○ KDDI株式会社殿（以下、「KDDI殿」といいます。）の意見に賛同します。 報酬額算定時の資本構成比率に見直し前の資本構成比率を採用することは、レートベースの構成資産ではない「繰延税金資産」の影響によって、過剰な報酬額を東日本電信電話株式会社殿（以下「NTT東日本殿」といいます。）及び西日本電信電話株式会社殿（以下「NTT西日本殿」といいます。）（以下併せて	○ 今般申請されている平成30年度に適用される接続料は、調整額を含め、いずれも平成28年度の費用等により算定されるものであり、これについて「第一種指定電気通信設備との接続に関し講ずべき措置について」（平成29年9月8日総基料第162号）で求めている報酬額の算定の適正化が行われる必要がある。 ○ その際、調整額を異なる取扱いとする理由はなく、これについても、接続料を構成する他の費用と同様に繰延税金資産を自己資本から圧縮した資本構成比を用いて算定することが適当である（※）。（補正） ※ 第一種指定電気通信設備接続料規則（平成12年郵政省令第64号）第3条の許可申請により算入されるものを含む。また、接続料に準じて計算される金額に算入されるものを含む。 ○ なお、NTT東日本・西日本が言及している平成27年度及び28年度の事例は、ここでも調整額と接続料を構成	

意見	再意見	考え方	修正の有無
資産に係る資金調達の実態等をできるだけ反映させた資本構成比”によって算出されるべきであり、当該報酬額について、「繰延税金資産」に相当する分だけ過度に自己資本比率を押し上げた資本構成比を用いて算出してしまうと、レートベースの構成資産ではない「繰延税金資産」の影響によって、本来回収すべきレートベースに係る報酬額以上の過剰な報酬額をNTT東・西が回収することになるため、適正報酬額の算定としては不適切だと考えます。 したがって、調整額算定時の資本構成比についても、「繰延税金資産」を自己資本から圧縮した資本構成比を用いることが必要であり、今回認可申請された平成30年度接続料の調整額については、当該資本構成比を用いて再算定することが必要だと考えます。 (※)「第一種指定電気通信設備との接続に関し講ずべき措置について」(総基料第162号)(平成29年9月8日付け) (KDDI) ○ 「接続料算定に関する研究会 第一次報告書」(2017年9月)(以下「接続料研究会報告書」といいます。)において、『繰延税金資産』については、税効果会計の適用により『繰延税金資産』を計上することによって、自己資本比率が上昇することになることから、『繰延税金資産』は自己資本から圧縮することが適当」(P.50)との考え方が示され、平成30年度の接続料の改定から資本構成比率の算定方法見直しを行うよう、総務省殿より東日本電信電話株式会社殿(以下「NTT東日本	「NTT東西殿」といいます。)が回収することになるため、適正利潤の観点から不適切です。この考え方は、調整額算定時の年度においても同様であるため、平成30年度接続料の調整額にも、見直し後の資本構成比率を採用した上で、再算定することが必要だと考えます。 そもそも、貸借対照表上の簿価から直接算出した資本構成比率を用いず、レートベースに含まれない流動資産を圧縮した資本構成比率を用いているのは、「資金調達の実態を踏まえた算定を行うという観点からは一定の合理性が認められ」※たためです。その圧縮処理の中で、「レートベースの構成資産が他人資本又は自己資本のいずれによって調達されたのかを正確に把握することは期待しがた」※いとされていましたが、「接続料の算定に関する研究会第一次報告書」(平成29年9月8日付)において、繰延税金資産を計上することは、明らかに自己資本を増加させることになるため、繰延税金資産は自己資本から圧縮することが適当であり、現行採られている方法を見直す必要があるとされ、「平成29年秋」に「報酬額の算定方法の見直し(資本構成比の算定に当たって、繰延税金資産は自己資本から圧縮)」を実施することが適当という報告がされました。そのため、今回の接続料算定から資本構成比率の算定方法を見直すこととなりました。 今回、調整額において見直し前の資本構成比率を採用している理由は、恐らく2年前の接続料算定時の資本構成比率算定の考え方に合わせたためと推察されます。しかしながら、レートベースの構成資産に係る資金調達の実態等をできるだけ反映させた資本構成比率を用いる必要があるにもかかわらず	する他の要素との間で整合を欠いており、これらを先例とするのは適正ではない。その上、これらの例がルールの中での算定方法の変更を行ったものであるのと異なり、今般の報酬額の算定方法の適正化は、ルールに適合させるために見直しが必要となったものであり、この見直しが行われなければ認可は不相当と考えられるものである。	

意見	再意見	考え方	修正の有無
殿」といいます。)及び西日本電信電話株式会社殿(以下「NTT西日本殿」といいます。)(以下併せて「NTT東西殿」といいます。)に要請がされました。 しかしながら、今回認可申請されました平成30年度接続料に係る調整額算定に用いる資本構成比率は、見直し前の『繰延税金資産』は他人資本から圧縮する」資本構成比率が採用されております。 『繰延税金資産』は自己資本から圧縮する」という資本構成比率の算定方法見直しは、『繰延税金資産』という資産の性質を考慮した上で、自己資本から圧縮することが適当と結論付けられたものであり、資本構成比率の圧縮処理をより精緻にして、適正な利潤算定に貢献するものです。そうした状況は平成28年度時点でも同じであるため、調整額の算定においても資本構成比率を見直すことは、接続料の適正性をより向上させると考えます。 したがって、今回認可申請される接続料に係る調整額の算定においても、『繰延税金資産』は自己資本から圧縮する」資本構成比率を採用することが適当です。 (ソフトバンク) ○ 「(1) 実績原価方式に基づく平成30年度の接続料の改定等」でも述べたとおり、今回認可申請される接続料に係る乖離額の算定においても、『繰延税金資産』は自己資本から圧縮する」資本構成比率に見直すことが適当です。 (ソフトバンク)	ず、調整額において見直し前の資本構成比率を採用することは、圧縮処理を行うことについて認められていた合理性を否定することに繋がると考えます。したがって、調整額の報酬額算定に当たっても、資金調達の実態を踏まえた算定を行うために、見直し後の資本構成比率を採用することが妥当であり、見直し前の考え方に合わせる合理的な理由はないと考えます。 もし、報酬額算定時の資本構成比率に見直し前の資本構成比率を採用するならば、その処理がより適正な報酬額算定に貢献するという明確な根拠を示す必要があると考えます。 (※「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見及びその考え方(実績原価方式に基づく平成 28 年度の接続料の改定等)」(平成28年3月31日付)より) (ソフトバンク) ○ K D D I 株式会社及びソフトバンク株式会社より提出されたご意見に賛同いたします。 平成30年度接続料については、『繰延税金資産』については、自己資本から圧縮』との要請がNTT東西に対して出ていることから、NTT東西が調整額算定に対して、資本構成比率における「繰延税金資産」の圧縮処理を自己資本から行っていないことは、各接続料に加算される調整額を増幅させ、結果的に接続料全体を過大にしてしまいます。 また、このことは今後の接続料の変動を増大させる可能性が高いことから、平成30年度接続料に適用される調整額の算定におきましても「繰延税金資		

意見	再意見	考え方	修正の有無
	産」を自己資本から圧縮した資本構成による再算定を実施することが将来接続料の安定的で適正な算定につながるものと考えます。 したがいまして、当該接続料の認可前に「繰延税金資産」を自己資本より圧縮したうえで資本構成の再算定が実施され平成30年度接続料へ適用されることを強く要望いたします。 (ビー・ビー・バックボーン) ○ 左記意見のとおり、回収すべき接続料原価に係る報酬額は、算定の前提条件である“レートベースの構成資産に係る資金調達の実態等をできるだけ反映させた資本構成比”によって算出されるべきであり、当該報酬額について、「繰延税金資産」に相当する分だけ過度に自己資本比率を押し上げた資本構成比を用いて算出してしまうと、レートベースの構成資産ではない「繰延税金資産」の影響によって、本来回収すべきレートベースに係る報酬額以上の過剰な報酬額をNTT東・西が回収することになるため、適正報酬額の算定としては不適切だと考えます。 特に、加入光ファイバに係る接続料については、資本構成比が報酬額に与える影響が大きく、「繰延税金資産」に相当する分だけ過度に自己資本比率を押し上げた資本構成比を用いて3条申請における乖離額（以下、「乖離額」という。）を算出することによって、NTT東・西はそれぞれ、下表に示すような過剰な報酬額を回収できることになってしまいます。		

意見	再意見	考え方	修正の有無									
	■「繰延税金資産」を自己資本から圧縮した場合と他人資本から圧縮した場合（従来）の乖離額の差額（単位：億円） <table><tr><td></td><td>NTT東</td><td>NTT西</td></tr><tr><td>光信号端末回線 （シングルスター方式）</td><td>約9.5</td><td>約11.0</td></tr><tr><td>光信号主端末回線※ （シェアドアクセス方式）</td><td>約10.5</td><td>約14.2</td></tr></table> ※局外スプリッタ分（実際原価方式）の調整額は除く また、加入光ファイバに係る接続料（光信号端末回線、光信号主端末回線）については、平成28年度から平成31年度までの4年間について将来原価方式で算定された接続料が認可済みであるため、仮に、乖離額の算定に資本構成比の算定見直しが反映されないとすると、平成32年度以降の接続料からしか資本構成比の算定見直しが反映されず、今後数年間、レートベースの構成資産ではない「繰延税金資産」の影響によって、本来回収すべきレートベースに係る報酬額以上の過剰な報酬額をNTT東・西が回収し続けることとなるため、適正報酬額の算定の観点から非常に大きな問題だと考えます。 したがって、調整額・乖離額の算定時の資本構成比についても、「繰延税金資産」を自己資本から圧縮した資本構成比を用いることが必要であり、今回認可申請された平成30年度接続料の調整額・乖離額については、当該資本構成比を用いて再算定することが必要だと考えます。 （KDDI） ○ KDDI株式会社殿、ソフトバンク株式会社殿のご意		NTT東	NTT西	光信号端末回線 （シングルスター方式）	約9.5	約11.0	光信号主端末回線※ （シェアドアクセス方式）	約10.5	約14.2		
	NTT東	NTT西										
光信号端末回線 （シングルスター方式）	約9.5	約11.0										
光信号主端末回線※ （シェアドアクセス方式）	約10.5	約14.2										

意見	再意見	考え方	修正の有無
	見に賛同いたします。繰延税金資産については「接続料の算定に関する研究会」第一次報告書に、税効果会計の適用により「繰延税金資産」を計上することによって、自己資本比率が上昇することになるから、「繰延税金資産」は自己資本から圧縮することが適当であり、現行採られている方法を見直す必要がある、とされています。今回申請された接続料の調整額算定時の原価算定に用いる平成28年度適用のものにおいて繰延税金資産は他人資本から圧縮されております。一律に有利子負債以外の負債から圧縮する方法については妥当とは言えないというのは平成28年度適用のものでも変わりありません。ですので、調整額算定においても繰延税金資産は自己資本から圧縮することが適当であると考えられます。 (TOKAIコミュニケーションズ)		
意見2 ●接続料における報酬額算定に、主要企業の自己資本利益率の実績値を採用するならば、算定に用いるリスクフリーレートについても、0.00%と見込んで算定せず、実績値を採用することが適当。	再意見2 ■左記意見に反対。期待利回りがマイナスのものに資本投下するという本来採りえない投資家行動を想定することになること等から、リスクフリーレートの値をマイナスで見込むこととすると、適正な資本コストを算定することができない。	考え方2	
○ 第一種指定電気通信設備接続料規則において、自己資本利益率は「期待自己資本利益率＝リスクの低い金融商品の平均金利＋ $\beta \times$ （他産業における主要企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利）」という計算式で算出されるよう規定されております。この中で、「他産業における主要企業の平均自己資本利益率」は、「NEEDS（日本経済新聞社デジタル事業Ｂｔ。Ｂユニットの総合経済データバンク）の財務データ」より取得され、「リスクの低い金融商品の	○ 自己資本利益率の算定に用いる国債１０年ものの平均利回りについては、日本銀行の金融政策の影響もあり、平成２８年度における年間の平均値がマイナスの値となりました。	○ 情報通信行政・郵政行政審議会答申「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（長期増分費用方式に基づく平成30年度の接続料等の改定）について」（平成30年３月23日）に係る考え方で示した	無

意見	再意見	考え方	修正の有無
平均金利」(リスクフリーレート)は、「国債10年ものの利回り」が、NTT東西殿の行う算定で採用されてきました。 今回の平成30年度の接続料算定においては、マイナスとなったリスクフリーレート(国債10年ものの平均利回り)を算定上は「0.00%」と見込む一方で、主要企業の自己資本利益率は実績値がそのまま採用されております。 平成25年度以降、接続料における報酬額算定に用いる主要企業の自己資本利益率は、非常に高い状況が続いております。これはアベノミクスの柱の一つである大胆な金融緩和策による、金利の低下が一要因と考えられ、金融緩和策と主要企業の自己資本利益率上昇との間には一定の関連があると想定されます。 したがって、主要企業の自己資本利益率の実績値を採用するならば、算定に用いるリスクフリーレートも、「0.00%」と見込んで算定することはせず、実績値をそのまま採用することが適当であると考えられます。 (ソフトバンク)	用接続料の算定においては、0.00%として見込んでいるものであり、ソフトバンク株式会社殿のご意見にある「実績値をそのまま採用すること」は適切でないと考えます。 なお、「接続約款の変更の認可(長期増分費用方式に基づく平成30年度の接続料等の改定)」に係る情報通信行政・郵政行政審議会答申(平成30年3月23日)においても、「リスクフリーレートがマイナスである場合、①指定電気通信設備への投資に対する機会費用をマイナスの金額で見込むことになること、②期待利回りがマイナスのものへの投資という想定しにくい投資家行動を想定することになることから、リスクフリーレートを0.00%に設定することは許容されるものとする」との考え方が示されています。 (NTT東日本・西日本)	とおり、接続料の自己資本利益率の算定にあたって用いる「無リスク金融商品の平均金利」(リスクフリーレート)については、これを第一種指定電気通信設備への投資に対する機会費用として捉え、国債10年ものの平均利回りが用いられている。 ○ このリスクフリーレートがマイナスである場合、①第一種指定電気通信設備への投資に対する機会費用をマイナスの金額で見込むことになること、②期待利回りがマイナスのものへの投資という想定しにくい投資家行動を想定することになることから、リスクフリーレートを0.00%に設定することは許容されるものと考えられる。	

意見	再意見	考え方	修正の有無																		
意見3 ①●中継ダークファイバの接続料の上昇要因の分析とその透明性担保が必要。 ②●予見性確保のため、毎年10月末に事業者へ開示されている来年度の接続料金速報値の対象に、中継ダークファイバ接続料金を加えるべき。 ③●今年度接続料の認可前に、当該接続料の上昇が一時的なものか、継続的なものなのかを判断することを強く要望。仮に、今回の上昇が一時的なものであるならば、接続料の急激な上昇を抑制するため、激変緩和措置を適用することが適切。	再意見3 (1) ■左記意見①について、算定根拠を開示し、事業者説明会等において丁寧な説明を実施していく。 (2) ■左記意見②について、中継ダークファイバの来年度の接続料金速報値についても、接続事業者へ与える影響が大きいと想定される場合には接続料の再計算報告とあわせて開示することを検討する。 (3) ■左記意見③について、接続事業者の利用分も含めた今後の需要動向が見通せず、必ずしも抑制措置の適用により接続料水準の変動が緩和されると言い切れないため、激変緩和措置を講じないことが適切。 (4) ●左記意見③について、接続料に対して設備に係る実際のコストが適正に反映されないことは、公正競争環境を歪める可能性があるため、中継ダークファイバに激変緩和措置を適用することは慎重に検討すべき (5) ●左記意見①～③に賛同。 (6) ●左記意見①～③の措置に加えて、NTT東日本・西日本と一般事業者との格差の計算上の是正措置、抜き取り検査等による現地確認の機会の提供を認可の条件とすべき。	考え方3																			
○ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東西」といいます。）の実績原価方式を適用する光信号中継伝送機能（以下「中継DF」といいます。）に対しましては、その料金は比較的安定的に推移していたものの、平成29年度（以下「前年度」といいます。）から適用された接続料よりその上昇が顕著でありNTT東西それぞれで約19.8%、約8.2%上昇いたしております。 <table><tr><th>区分</th><th>単位 (月額)</th><th colspan="2">平成29年度接続料(カッコ内は調整前)</th><th colspan="2">平成28年度接続料</th></tr><tr><td></td><td></td><th>NTT東日本</th><th>NTT西日本</th><th>NTT東日本</th><th>NTT西日本</th></tr><tr><td>光信号中継伝送機能 〔中継ダークファイバ〕</td><td>1回線・1メートルごと</td><td>1,060円 (0.946円)</td><td>1,038円 (0.979円)</td><td>0.885円</td><td>0.959円</td></tr></table> また、今回NTT東西より平成30年度（以下「今	区分	単位 (月額)	平成29年度接続料(カッコ内は調整前)		平成28年度接続料				NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本	光信号中継伝送機能 〔中継ダークファイバ〕	1回線・1メートルごと	1,060円 (0.946円)	1,038円 (0.979円)	0.885円	0.959円	○ <透明性の確保について> ご指摘の接続料の上昇については、乖離額調整前の原価が対前年で2.7%〔6.4%〕上昇した一方、需要が8.0%〔9.4%〕の減少となったことに伴うものです。 費用の主な上昇要因は、老朽化した管路やとう道の集中的な補修による施設保全費が増加したことによるものです。また、需要の主な減少要因は、従前、事業者が開示したスケジュール等に記載の専用線ノード装置等の更改とあわせて設備のスリム化と使用芯線の集約を行ったことによるものです。 〔費用の主な上昇要因は、支障移転や老朽化したケーブルの撤去による固定資産除却費の増加、及び、熊本地震に伴う特別損失の増加によるものです。また、需要の主な減少要因は、従前、事業者が開	○ 中継ダークファイバの接続料のように接続事業者の経営計画等に大きな影響を及ぼすものの変動状況については、予見性が確保されることが特に重要である。 ○ NTT東日本・西日本においては、既に一部の接続料について予見可能性の向上のための取組が進められ中継ダークファイバの接続料の来	無
区分	単位 (月額)	平成29年度接続料(カッコ内は調整前)		平成28年度接続料																	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本																
光信号中継伝送機能 〔中継ダークファイバ〕	1回線・1メートルごと	1,060円 (0.946円)	1,038円 (0.979円)	0.885円	0.959円																

意見	再意見	考え方	修正の有無
年度」といいます。)適用予定の中継DF接続料として申請された料金は、それぞれで約19.1%、約33.0%(前年度と今年度の2年間でそれぞれ約42.6%、約44.0%)も上昇しており、接続事業者の事業計画やお客様へのサービス等に多大な影響を与えます。 中継DFはNTT東西の收容ビル間を結ぶ唯一の回線であり、接続事業者は複数の收容ビル内に伝送装置等をコロケーションしています。その收容ビル間を当該中継DFで伝送網を構築することにより都市部や地方(ルーラルな地域等を含む)で生活される個人や法人等の営みで発生する各種のデータ伝送や情報通信サービスを確立し、様々な利用者様の通信を円滑かつ安全に確立している最も重要で必要不可欠な伝送機能です。 更に、今後日本国内におきましては「無電柱化推進計画」が確実に実行されるため、中小通信事業者や新規参入事業者による中継DF利用ニーズは益々高まる可能性があります。 したがって、以下に中継DF接続料に対しての弊社要望を以下に記します。 1. 上昇要因分析とその透明性担保 NTT東西は前年度と今年度の接続事業者向け説明会において、中継DF上昇要因を以下のとおり説明されています。 ① 管路・とう道の補修工事費用増加 ② 支障移転にともなう工事費用増加 ③ 古くなったケーブルの除却損発生 ④ 需要の減少(設備收容率をアップ) 上記の①～③につきましては、前年度の当該接	示したスケジュール等に記載のとおり、専用線ノード装置等の更改とあわせて設備のスリム化と使用芯線の集約を行ったことによるものです。 このような設備維持を行うために必要なコストが、将来、どの年度でどの程度発生するかを見通すことは困難ですが、当社としては、今後も引き続きコスト削減に努めるとともに、算定根拠を開示し、事業者説明会等において丁寧な説明を実施していく考えです。 <予見性の確保について> 将来の接続料水準については、当社の設備更改やコスト削減の取り組みだけではなく、接続事業者及び当社利用部門の需要動向や自己資本利益率の状況等によっても大きく変動するものであるため、それを予測することは容易ではありません。そのため、仮に将来の接続料水準を大胆に推計して開示したとしても、かえって接続事業者の混乱を招くおそれがあることから、当社として、そのような対応を実施する考えはありません。 なお、当社としては、これまでも接続事業者の予見性を向上させる観点から、接続料の再計算報告とあわせて、ドライカップ、接続専用線、メガデータネッツ等の原価、需要、単価等を事前開示してきており、今回ご要望いただいた中継ダークファイバの来年度の接続料金速報値についても、接続事業者へ与える影響が大きいと想定される場合には接続料の再計算報告とあわせて開示することを検討していく考えです。 <激変緩和措置について> 激変緩和措置については、「調整額制度に起因する接続料の急激な変動の抑制措置について」(平成25年7月30日 総務省総合通信基盤局)において、当該措置の適用を必要最小限とすることが適当とした上で、接続料の変動が特に大きく、対象機能の重要性等に照らし、当該機能について抑制措置を適用する必要性が認められる	年度の速報値についても接続事業者へ与える影響が大きいと想定される場合には開示を検討すると表明されているところであるが、今後は、中継ダークファイバの接続料のように接続事業者に大きな影響を及ぼす金額変動について、毎年10月末の再計算報告に併せ、次年度の速報値の情報開示を行うとする必要があり、総務省からその旨をNTT東日本・西日本に対して要請することが適当である。 (要請)	

意見	再意見	考え方	修正の有無
続料の上昇に対し接続事業者からの質問が提出され、NTT東西の回答は、「特殊な施策により接続料原価が上昇したものの。」として、弊社は昨年度に単年度で発生する一時的な原価上昇要因と理解いたしておりました。しかしながら、今年度の中継DF接続料が上昇した原因の質問に対しましても、同様の回答をされています。 そもそも、管路・とう道の補修工事や道路拡幅や電柱地中化等の土木工事を伴うものは、突発的な事故や災害時の対応を除くと、原則として数年に亘って計画的に実施されるものであります。更に、上記④のPSTNや専用線等の伝送装置の更改・集約工事による収容効率アップ等も数年間計画的に実施されるものであり、これらの工事実施は数年前から分かっているものと推察されます。 よって、これらの工事等が接続料の上昇要因となるのであれば、接続事業者へのNTT東西による説明会での回答では分かり辛く、接続事業者への透明性を確保するためには、それぞれ①～④の要因に分けた詳細な情報開示と説明が必須と考えます。 また、「③古くなったケーブルの除却損」の発生につきましては、収容効率を高め、将来の維持管理費を低減することはある程度必要なことと考えますが、一方で、除却損が発生するのであれば、その実施については費用対効果を検証し、更に、撤去等の必要性がある場合におきましても経済的耐用年数を経過していない設備であるため、該当設備に対しては公募等の方法で残存簿価による他者への譲渡等により、除却損の発生と設備等	ことや、抑制措置の適用により接続料水準の変動が緩和されると見込まれること等が、激変緩和措置の適用の基準として示されています。 中継ダークファイバについては、接続事業者の利用分も含めた今後の需要動向が見通せず、必ずしも抑制措置の適用により接続料水準の変動が緩和されると言い切れないため、激変緩和措置を講じないことが適切であると判断したものです。 (NTT東日本・西日本) (注) []内はNTT西日本からの提出再意見 ○ 接続料の上昇が一時的なものである場合においては、激変緩和措置を適用し得るとは考えます。しかし、仮に接続料が来年度以降も上昇する場合、原価算入を後年度に繰り延べしコスト回収を先送りすると、場合によっては未回収コストが発生し続けることになり、NTT東西殿がコストを適切に回収できないことが懸念されます。このように、接続料に対して設備に係る実際のコストが適正に反映されないことは、公正競争環境を歪める可能性があります。このため、中継ダークファイバーに激変緩和措置を適用することは、接続料の上昇要因が一時的かどうか等を見極めた上で、慎重に検討すべきと考えます。 (ケイ・オプティコム) ○ 中継DFの値上げにつきましては、以下の6項目を条件とし、必要な補正をさせた上で、認可をされるべきであると考えます。 → 上昇要因分析とその透明性担保が実現されること。 → 中継DF接続料シミュレーション等による予見性確保が保証されること。 → 今後、中継DFの原価上昇が「一時的」か「継続的」なものか今年度認可前に明確な判断がなされ、その結果が開示されること。 → 「激変緩和」等の措置による接続料の平準化をすること。		

意見	再意見	考え方	修正の有無
の撤去工事費を防止することが必要と考えます。 2. 中継DF接続料シミュレーション等による予見性確保 上記「1. 上昇要因分析とその透明性担保」で述べましたとおり、NTT東西より接続事業者説明会において回答された原価上昇の①～④の項目につきましては、計画的に実施されるものであることから、次年度以降の中継DF接続料につきましてはシミュレーションを実施し、その内容が接続事業者の予見性を確保することに大いに役立つため開示されることを要望いたします。 なお、接続事業者への開示タイミングにつきましては、現状、例年NTT東西より接続事業者へ開示される10月頃の開示項目に含めることで、特別な算定等は不要になるものと考えます。 3. 中継DFの原価上昇が「一時的」か「継続的」なものか今年度認可前に判断が必要 なお、今年度の中継DF接続料につきましては、まずは透明性担保を実現したうえで、当該接続料の上昇が一時的なものか、継続的なものなのかを判断する手順を今年度接続料の認可前に踏んでいただくことを強く要望いたします。 4. 仮に、原価上昇が一時的なものである場合は、「激変緩和」等の措置による接続料の平準化が必要です。 中継DFの原価上昇がシミュレーション等の検証により一時的要因で上昇していることが確認された場合には、接続料の急激な変動を抑制するために調整額等による平準化を要望いたします。	→ NTT東西と一般事業者との格差の計算上の是正措置を講じること。 (従前の独占状態において獲得した顧客を未だ有するNTT東西の中継DF 1芯あたり収益が、他の事業者と比較にならない程度に著しく高まり、公正な競争がいつまで経っても実現できない閉塞感のある時代に突入おそれがあるため、これを解消すべきである。) → 抜き取り検査等による現地確認の機会の提供を条件とすること。 (NTT東西による中継DFの自家利用芯数・メートル数は自己申告値であり、現在のところ誰も有効な検証をしていない。NTT東西による過失または故意により自家利用数量が誤っていても何人もこれに気付くことができないため、これを解消すべきである。) 上記のことについて、その理由を以下に詳述いたします。 ビー・ビー・バックボーン株式会社様、株式会社TOKAIコミュニケーションズ様およびソフトバンク株式会社様の左記提出意見は大変素晴らしいものと思い大いに感動をいたしましたので、これらの意見に賛同します。これらの意見でご提案がなされている以下の措置による補正を行った上で（または執ることをNTT東西に保証させた上で）認可されるべきであると考えます。 ・ 上昇要因分析とその透明性担保が実現されること。 ・ 中継DF接続料シミュレーション等による予見性確保が保証されること。 ・ 今後、中継DFの原価上昇が「一時的」か「継続的」なものか今年度認可前に明確な判断がなされ、その結果が開示されること。 ・ 「激変緩和」等の措置による接続料の平準化をすること。 当社は、2008年より10年間にわたりNTT東日本の中継DFを利用してきましたが、今回の値上げはきわめて異常であると思います。 中継DFの値上がりは、これから新たに光回線を用いたイノベーション		

意見	再意見	考え方	修正の有無
(ビー・ビー・バックボーン) ○ 今回申請された光信号中継伝送機能の平成30年度接続料は、前年比NTT東日本殿+19.1%、NTT西日本殿+33.0%の上昇率で大幅に上昇しております。光信号中継伝送機能は都市部のみならず、ルーラル地域も含め、多くの利用者へのネットワーク維持・提供に不可欠なものです。 平成29年2月17日に開催されました平成29年度接続料に係る接続約款変更の認可申請等に関する説明会で、NTT西日本殿へ今後の土木設備の除却について確認したところ、特殊な施策は実施しないと説明がありましたが、平成30年度の申請された接続料には土木設備の除却が含まれている様であり、接続料の予見可能性が低下しています。接続事業者の予見可能性を確保することは可能な限り追求されることが必要であることから、光信号中継伝送機能の接続料も第一種指定電気通信設備接続料規則第二十一条の再計算後、ドライカップ接続料及びメタル専用線接続料等と同様に遅滞なく接続事業者へ開示されることが必要と考えます。 光信号中継伝送機能のコスト増の要因として挙げられているのは管路・とう道等の土木設備の保守費の増加に加え、NTT西日本殿は古くなったケーブルの補修や支障移転による除却とされていますが、これまで年々下がってきたNTT西日本殿の指定設備管理運営費を上昇させています。また、需要減の要因としてはPSTNや専用線等の伝送装置の更新・集約による利用芯線の減少とされていますが、計画的に行われるべき施策であると考	ィブなサービスを開発・提供しようとする新規参入事業者にとっては、いかに設備投資や技術革新を試みたとしても、1芯線あたりの顧客収容数に絶対的限度（自社の有する顧客数よりたくさんの顧客を収容することができないため）があることから、特にNTT東西との競争上不利になり、そのようなイノベーティブなサービスを開発・提供することが著しく、革新が困難になる社会の到来につながるものであると考えますので、そのようなことが発生しないよう善処を求めるところであります。 また、光信号中継伝送機能（中継ダークファイバ）の値上げについて、および左記ならびに上記の意見に関連して具申しますと、今回の中継DFの値上げ要因としては、NTT東西の自家利用芯線利用率（集約率）の向上に基づく自家利用芯線数・メートルの需要の減少があるとのことです。現に接続料金の算定根拠資料をみますと、利用メートル総数が大幅に減少しており、これはNTT東西の自家利用分の減少によるものであると考えられます。WDM技術などの技術革新に伴い、芯線利用率が向上することは非常に素晴らしいことであると思いますが、その一方で、今回のような中継DFの値上がりが発生することにより以下のような深刻な問題が明らかになったものと思います。 【問題 1. 従前の独占状態において獲得した顧客を未だ有するNTT東西の中継DF 1芯あたり収益が、他の事業者と比較にならない程度に著しく高まり、公正な競争がいつまで経っても実現できない閉塞感のある時代に突入おそれがあること。】 NTT東西は、古来より事業を実施してきた、過去の独占的国営通信事業者の継承者であり、得意先顧客数や取扱いトラフィックが他事業者と比較して極めて多いといえます。したがって、NTT東西においては、中継DFへの収容効率（1芯あたりの売上）が高く、値上がりの影響は少ないでしょう。 その一方で、顧客数やトラフィックがゼロの状態からスタートしたNTT東西以外の一般事業者は、当然、NTT東西と比較して、実現で		

意見	再意見	考え方	修正の有無
えられます。 このような接続料の急激な上昇は、接続事業者へ大きく影響を与えます。今回のコスト増が一時的なものであるならば、「調整額制度に起因する接続料の急激な変動の抑制措置」を講ずることで接続料の平準化を図る事が望ましいと考えます。(T O K A I コミュニケーションズ) ○ 光信号中継伝送機能(以下「中継DF」といいます。)の接続料金については、NTT東日本殿において前年度比19.1%増、NTT西日本殿においては33.0%増と急激に上昇しています。 今回の急激な上昇は主に、施設保全費、除却費及び調整額増加による原価の増加(対前年度比:NTT東+10%、NTT西+21%)と、急激な需要減少(対前年度比:NTT東▲8%、NTT西▲9%)によるものであり、今回のような前年度比30%以上という急激な上昇による事業運営上の影響は、決して小さくありません。 したがって、今回の急激な上昇を抑制するため、「調整額制度に起因する接続料の急激な変動の抑制措置について」(平成25年7月16日)に定めるとおり、一時的な増分を加味しない平成30年度の費用と需要の予測値を用いて接続料を算定するなど、激変緩和措置を適用することが適切であると考えます。 また、今回NTT東西殿の認可申請が遅れた関係により、平成30年度の中継DF接続料金の公表が3月中旬という年度末の時期までずれ込みました。そのため、来年度以降の事業運営を計画していく上で大きな支障が出ました。近年、認可申請が遅	きる1芯あたり収容効率は著しく低くなります。 この状態で、NTT東西が自家利用の芯線を減らすことにより中継DFの値上げを図利することは、NTT東西にとって有利に働き、一般事業者にとって不利に働きます。 さて、ここで理論上は、一般事業者も、NTT東西と同様のWDM多重化装置を市場より購入し、中継DF芯線への収容率の向上を実現することはできるという反論が考えられなくもありません。 ところが、実際には、NTT東西の有する得意先の数と、一般事業者の有する得意先の数には大幅な乖離があり、光ファイバ開放前においてすでに膨大な数の得意先を確保しており独占状態を実現していたNTT東西に匹敵する顧客数がない限り、NTT東西と同等の1芯あたり利用効率(すなわち1芯あたり収益)を実現することは不可能となるのです。 この状態において、今後技術革新が進み、さらなる1芯あたり集約効率が高まると、NTT東西は従来から確保している得意先を誠に強力な武器としてますます自家利用芯線数を減らすことができ、1芯あたり収益を高めることができるのですが、一般事業者は、仮に同等の技術革新の恩恵を受け、同一の設備投資を行なったとしても、そもそも得意先数がNTT東西よりも少ないために、芯線利用効率(1芯あたり収益)は低いままとなってしまいます。 もしも、NTT東西が当初より他の一般事業者と同等の条件で事業をスタートしていたのであれば、このことは、公正な競争の結果生じた平等な格差であるということが出来ます。しかし、実際には事業のスタート時点(光ファイバの開放開始時点)で一般事業者はNTT東西と比較して大幅なハンディキャップ(既存顧客数等)を負わされている状態でありまして、その溝が埋まるまでの間は公正な競争環境が実現できているということではできません。 未だその溝が埋まっていない現状において、NTT東西が今回のように集約率向上による自家利用芯線の削減を実施するとともに、それによって生じた1芯1メートルあたり費用の値上がりが続きますと、NTT東西と一般事業者との格差はますます激しくなり、取り返		

意見	再意見	考え方	修正の有無
れ、年度を跨いで認可されるケースが増えてきており、特に精算金額が大きい接続料金における予見性の確保はより重要な課題になっております。したがって、中継DFの接続料金における予見性確保のため、毎年10月末に事業者へ開示されている来年度の接続料金速報値の対象に、中継DF接続料金を加えることを検討すべきです。 (ソフトバンク)	しのつかないことになるでしょう。 問題 2. NTT東西による中継DFの自家利用芯数・メートル数は自己申告値であり、現在のところ誰も有効な検証をしていない。NTT東西による過失または故意により自家利用数量が誤っていても何人もこれに気付くことができない。 接続会計報告書や接続料金の算定資料において、NTT東西が公表する、中継DFの利用メートル合計値（NTT東西と一般事業者の利用分を合算したもの）は、NTT東西による自己申告値であります。特に、NTT東西自らが自家利用されている中継DFの長さの総量は、現在のところ、誰も有効な検証をしていないので、通信サービスを利用している多数の国民や、通信サービスの提供者の視点で見ますと、その正確性についての疑問（正確であるとなぜ言えるのか、誰がその検証をしたのか）を払拭することができません。仮に、NTT東西が、実際にはより多量の中継DFを使用しているにもかかわらず、故意、過失、またはカジュアルな数量操作によって、内部的な利用量を少なく見せかけているとしても、現在の接続会計報告書等の監査は会計監査人が書類上形式的に行なっているだけに過ぎず、そのような不正または誤りは発覚し難いように思います。 当然、我々はNTT東西がこのような不正または誤りを行なっていることではないと信じたいところではありますが、実際にその正確性を検証することが可能な措置が講じられていない以上、誰にとっても、これを信じることができるという根拠がありません。今後もしNTT東西による自家利用数量が減少したとして中継DFの値上がりが報じられたときには、すべての一般事業者およびこれらの一般事業者の通信サービスを利用する多数のユーザーは、その値上がり金額の転嫁に納得することはできないということになります。 上記の問題1、問題2はいずれも深刻な問題であり、これらを解決するために、以下のような解決手段を執ることをNTT東西に確約させた上で、必要な補正を行ない、本件認可を実施されるべきであると考えます。		

意見	再意見	考え方	修正の有無
	【問題1の解決方法： NTT東西と一般事業者との格差の計算上の是正措置】 問題1については、以下のように、NTT東西と一般事業者との優位性の違いに基づく中継DF利用量の格差是正のための合理的計算モデルを考案し、そのようなモデルによって、今後の中継DFの利用料金を補正することが可能であると考えます。 1. 当面の間、中継DFについて、NTT東西がWDM多重化装置等の設備投資により1芯あたり収容効率化を図ることによって自家利用芯線数を削減した場合について、当該効率化のために投入したWDM多重化装置等の設備投資の金額のうち年間損料に相当する中継DFメートル数をNTT東西の自家利用における実際の中継DFメートル数に合算し、みなし自家利用メートル数として計算し、これを中継DFの接続原価の計算の際の分母に用いる。 2. 他の一般事業者（平均的モデル）が、仮にNTT東西の採用したWDM多重化装置等と同様の設備投資を行ない、中継DFの収容効率向上に努めた場合の平均集約効率を合理的なシミュレーションし、NTT東西の有する既存顧客数によるスケールメリットがあってはじめて実現できる程度の集約効率との格差を算出し、その比率を計算する。この比率の逆数を、NTT東西の自家利用芯線メートル数に乗じて、みなし自家利用メートル数として計算し、これを中継DFの接続原価の計算の際の分母に用いる。 3. 上記の他、有識者等によって慎重に議論をした結果の補正方法を採用する。 【問題2の解決方法： 抜き取り検査等による現地確認の機会の提供の義務化】 問題2について、現状一般事業者およびその利用者であるすべての国民は、NTT東西による自主申告の芯線自家利用数量を信じるに足る根拠がありません。そこで、以下の方法で、一般事業者がNTT東西による自主申告値の正確性（不正のないこと）の検証を行なうことができる状態を確保することがきわめて重要であると考え		

意見	再意見	考え方	修正の有無
	ます。 1. 現在NTT東西は、各中継DFについて、区間のメートル数の他、空き芯線数の情報をおおまかに（100本以上空き有り、など）開示しているに留まります。NTT東西は、これを改善し、「① 敷設済み芯線数」、「② NTT東西による自家利用芯線数」、「③ NTT東西相互接続をしている一般事業者による一般利用芯線数」、「④ 空き芯線数」を、「1芯単位」で、正確に開示すべきであります。なお、この開示作業自体は、単にNTT東西において有している内部芯線管理用のデータベースから一定期間ごとに値を抽出して自動生成することで実現できるものでありますので（現状でもNTT東西において実施されている処理と同様であり、より粒度の高い情報を開示すればよい）、NTT東西においてコストが問題となることはありません。 2. 1の情報開示が実現された状態であれば、一般事業者（中継DFおよび収容ビルの義務的コロケーションの利用協定を締結しているすべての事業者）は、いくつかの収容ビルを無作為に現地調査し（普段より自社設備の保守工事のために立入りをしているビルを調査するのが効率的である）、中継光配線盤（CTF）を目視確認することにより、1で新たに開示されているデータ（特にNTT東西によって自家利用されている芯線数の情報）が、目視結果と同一であることを容易に検証することができるようになります。中継DFを利用している事業者のほとんどは、当然に、中継DFを利用している収容ビルのコロケーションも利用しており、ひんばんに中継DFのCTFに対してケーブルを接続・切断する作業を行なっている（立会いのもと下請け通建業者に作業させている）ことから、そのような立会いの際に、実際のCTFを目視確認して開示データにおけるNTT東西自家利用芯線数と実際の現地のNTT東西自家利用芯線数とおおむね同数であることを確認することができます。仮に事業者が著しく利用数が異なる場合などの誤りや不正（例えば、自家利用芯線数について現用芯線数のみをカウントしていたが実際には予備芯線が確保されていた、など）		

意見	再意見	考え方	修正の有無
	場合はNTT東西の相互接続担当部署に連絡して説明を求め、納得のいく説明が得られない場合は、「NTT東西が不公正な行為を行っている」として総務省に通報をしたり、総務省の各種審議会に訴えたりすることができるようになります。 3. 1および2の措置は、いずれもコストがかかりません。なんとなれば、1についてはすでにNTT東西が開示している情報の粒度を上げるのみで良く、2については、NTT東西は何ら新たな作業をする必要がなく、また第三者などの監査人を雇用する必要もなく、2の実施検証は普段より義務的コロケーションにおけるNTT中継DFの利用をしている各一般事業者による作業時の自主的な目視確認に頼ることができるためです。 上記のような措置は、不正を見つけることが目的ではなく（現状においてそのような不正がないと信じたいところであります）、NTT東西が自家利用芯線数を過少報告しやすい現状（何ら発覚するおそれがない）を改善し、過少報告を今後は絶対にしないようにしようと、不正または誤った報告を思い止まらせるために極めて効果的な、低コストの監理の仕組みを、一切の行政コストまたはNTT東西の負担コストの発生なくして実現する、良い方法であると考えます。したがって、この度の中継DFの接続料金の値上げを認可なさる場合は、上記のような、NTT東西において、誤って、または故意に自家利用芯線数を過少計算することが発生しづらいような状態を効率的かつ確実に実現するための方法を速やかに執ることを条件として認可をなさるべきであると考えます。 （ソフトイーサ） ○ ビー・ビー・バックボーン株式会社殿、株式会社TOKAIコミュニケーションズ殿及びソフトバンク株式会社殿の意見に賛同いたします。 急激な接続料の上昇は、事業運営に与える影響も大きいため、激変緩和措置を入れて、平準化することが望ましいです。 （DSL事業者協議会）		

意見	再意見	考え方	修正の有無
	○ ビー・ビー・バックボーン株式会社殿及び株式会社TOKAIコミュニケーションズ殿の意見に賛同します。 NTT 東西殿の光信号中継伝送機能（以下「中継DF」といいます。）に係る接続料金は、大幅な上昇になっているため、一時的な費用増の影響が大きい場合は可能な限り平準化や激変緩和措置を講じることが適当であると考えます。 また、予見性確保の観点から、毎年10月末に事業者へ開示されている来年度の接続料金速報値の対象に、中継DF接続料金を加えるべきと考えます。 （ソフトバンク） ○ 株式会社TOKAIコミュニケーションズ及びソフトバンク株式会社より提出されたご意見に賛同いたします。 （ビー・ビー・バックボーン） ○ ビー・ビー・バックボーン株式会社殿のご意見に賛同いたします。 平成29年2月17日の接続料変更申請の説明会では、中継ダークファイバの今後の傾向につきまして、「不要設備を除却しても、装置の集約にしても、将来的なコスト削減に向けた取り組みではあるので、見通しをはっきり示すことは難しいが、今回の値上げは少し特殊要因があったと理解して欲しい」【NTT東日本殿】「基本的にはNTT西日本においても、NTT東日本の説明通り、概ね同様の傾向となっている」【NTT西日本殿】とのご説明がありましたが、平成30年度の申請された接続料からは平成28年度に行った特殊な施策によるコスト増が見られます。計画的に行われるべき内容のコストが継続してかかっている一方で、説明会での一次的であるという回答では状況が分かりづらく透明性の確保のため説明を要望いたします。 （TOKAIコミュニケーションズ） ○ ビー・ビー・バックボーン株式会社殿、ソフトバンク株式会社殿		

意見	再意見	考え方	修正の有無
	のご意見に賛同いたします。中継ダークファイバの接続料につきましても10月末までに事業者に開示される項目に含めていただくことで、一定の予見性が確保できるようになると考えられます。 (TOKAIコミュニケーションズ) ○ ビー・ビー・バックボーン株式会社殿、ソフトバンク株式会社殿のご意見に賛同いたします。接続料変更申請でのご説明通り、一時的な費用増であるならば、この接続料上昇は事業に与える影響も大きいので、激変緩和措置が必要です。 (TOKAIコミュニケーションズ) ○ ビー・ビー・バックボーン、TOKAIコミュニケーションズ、ソフトバンク意見に賛同します。 中継ダークファイバはインターネット接続サービス、その他の電気通信事業を行う上で不可欠な設備であり、この接続料が大きく変動することは事業計画上大きなリスクになります。 ある程度の年数にわたって計画を示すなど予見性を高める施策や、接続料の平準化などを図っていただくよう要望します。 (日本インターネットプロバイダー協会) ○ ビー・ビー・バックボーン、TOKAIコミュニケーションズ、ソフトバンク意見に賛同します。 中継ダークファイバはインターネット接続サービス、その他の電気通信事業を行う上で不可欠な設備であり、この接続料が大きく変動することは、事業計画上の大きなリスクになります。 ある程度の年数にわたって設備更改の計画を示すなど、予見性を高める施策や、接続料の平準化などを図っていただくよう要望します。 (EditNet)		

意見	再意見	考え方	修正の有無
意見4 ●総務省からの要請（平成29年総基料162号）を踏まえて分岐端末回線の償却済み比率が接続料算定に反映されていることから、本変更案に賛同。	—	考え方4	
○ 第一次報告書を踏まえ、平成30年度の接続料再計算にあわせて、償却費の低減分を分岐端末回線の接続料に平均的に反映させるよう総務省からNTT東・西に要請（※）されましたが、今般の認可申請において、分岐端末回線の償却済み比率（NTT東：0.05%、NTT西：0.03%）が接続料算定に反映されていることから、適切な算定方法だと考えます。 （※）「第一種指定電気通信設備との接続に関し講ずべき措置について」（総基料第162号）（平成29年9月8日付け） （KDDI）	—	○ 総務省の要請（平成29年9月8日総基料第162号）を受けた分岐端末回線の扱いは、適切に行われていると認められる。 ○ 総務省においては、引き続き接続料の算定方法等に関し改善すべき点がないかどうか注視を継続し、必要な場合はルール等の見直しを行っていくことが適当である。	無
意見5 ●平成30年度の加入光ファイバに係る接続料の算定に用いる光ファイバの耐用年数について、適正性の検証のため、過去2回開示してきたものと同等の情報を平成28年度実績に更新したものを、事業者に対して開示することが必要。	再意見5 （1）■平成28年度末の光ファイバケーブルの固定資産データを用いた耐用年数の推計の結果、現行の耐用年数は当該推計結果の範囲内に収まっていることを確認した。しかしながら、推計値が毎年伸びていることは認識しており、今年度集中的に光ファイバケーブルの耐用年数の検証を進める。 （2）●光ファイバの耐用年数の検証方法を議論するにあたっては、接続料の低廉化を目的とするのではなく、財務会計の適正化の観点から行なわれるべき。 （3）●左記意見に賛同。 （4）●透明性確保のため、加入光ファイバだけでなく、中継ダークファイバについても事業者向けにデータを公開すべき。	考え方5	

意見	再意見	考え方	修正の有無
○ 加入光ファイバに係る接続料に用いる光ファイバの耐用年数につきましては、「平成28年度以降の加入ファイバに係る接続料の改定」及び「平成29年度の加入光ファイバに係る接続料の改定」の過去2回の接続料認可申請に合わせて、NTT東西殿のHP上で「光ファイバケーブルの耐用年数についての検討結果」を開示して、光ファイバケーブルの耐用年数の適正性に関する検証結果を示しておりました。 しかしながら、その検証結果については、検証方法の妥当性に関する説明が十分ではないため、接続料研究会報告書で検証方法について検討が必要との考えが示されました。また、接続料の算定に関する研究会（第11回）（平成30年1月23日）の「光ファイバケーブルの取扱い（耐用年数等）に関する当面の方向性(案)」という資料においても、必要なデータを提示の上、早期に耐用年数に関する検証作業を行うことが必要という考えが提示されました。 すなわち、今回認可申請されている平成30年度の加入光ファイバに係る接続料に用いる光ファイバの耐用年数についても、認可にあたっては適正性を検証することが求められます。 そのため、光ファイバの耐用年数の検証方法については、接続料算定に関する研究会で議論を進めるとともに、今回認可申請されている接続料については、過去2回開示してきたものと同等の情報を平成28年度実績に更新したものを、事業者に向けて開示することが、最低限必要であると考えます。 （ソフトバンク）	○ 接続料の算定に関する研究会（以下、接続料研究会）（第12回）において提示したとおり、平成28年度末の光ファイバケーブルの固定資産データを用いた耐用年数の推計結果は、架空光ファイバケーブルでは上限が22年、下限が14年、地下光ファイバケーブルでは上限が34年、下限が20年であり、現行の耐用年数は当該推計結果の範囲内に収まっていることを確認しました。 しかしながら、推計値が毎年伸びていることは認識しており、平成29年度末の固定資産データを用いた推計に加えて、「材質・構造・用途・使用上の環境」、「技術の革新」、「経済的事情の変化による陳腐化の危険の程度」の観点も含め、今年度集中的に光ファイバケーブルの耐用年数の検証を進める考えです。 その結果、耐用年数の見直しが必要と判断すれば、早ければ平成31年度からの見直しも含めて検討していく考えです。 （NTT東日本・西日本） ○ 固定通信市場の発展のためには、「自己設置」・「接続」・「卸電気通信役務」間での公正な競争環境が確保されることが重要です。このため、光ファイバの耐用年数の検証方法を議論するにあたっては、接続料の低廉化を目的とするのではなく、財務会計の適正化の観点から行なわれるべきと考えます。この点、一般的に情報通信分野の変化は早く、将来に関する不確実性の高い分野とも考えられることから、特に以下の点に配慮し、慎重に議論を進めていくことが必要と考えます。 ・ FTTHサービスの需要に飽和傾向がみられること	○ 現行の耐用年数が採られてから既に10年近くが経過しようとしていることに鑑み、NTT東日本・西日本は、経済的耐用年数の適正な推計方法について更に十分検討を行い、設備の使用実態に合わせて、耐用年数の見直しに向けて早期に対応する必要がある。NTT東日本・西日本においては、できる限り早く、最新のデータに基づく検証作業を行い、年内又は来年早期には結論を出していくことが適当と考えられる。 ○ また、総務省においては、本年度の半ば頃までの早い時期にNTT側から当該検証作業の状況について聴取することが適当である。 ○ 中継ダークファイバ接続料に係る情報開示については、考え方3に示したとおり。	無

意見	再意見	考え方	修正の有無
	・ 超高速モバイルブロードバンドが急速に拡大している中、今後の更なる無線技術の進展等により、FTTHサービスが陳腐化するリスクの有無の判断が困難であること (ケイ・オプティコム) ○ ソフトバンク株式会社殿の意見に賛同いたします。 光ファイバの耐用年数は、加入光ファイバに係る接続料だけでなく、中継ダークファイバの接続料等にも影響を及ぼすものであるため、事業者向けにデータを公開し、透明性を担保することが必要であると考えます。 (DSL事業者協議会) ○ 加入光ファイバの耐用年数の見直しについて、NTT東・西は、現行の経済的耐用年数が、7つの関数を用いた推計結果の範囲内に収まっていることから「直ちに耐用年数の見直しが必要な状況に至っていない」としていますが、接続料の算定に関する研究会第一次報告書（以下、「第一次報告書」という。）の考え方で示されたとおり、7つの関数の個々についてこれを用いることの妥当性、また、これら全てを推計に用い、そのどれかの推計結果の範囲内に収まっていれば耐用年数を見直す必要がないとすることの妥当性のいずれについても、十分説明がなされておられません。 光ファイバの耐用年数の検証については、接続料の算定に関する研究会フォローアップで議論を進めることとなりますが、「光ファイバケーブルの取扱い（耐用年数等）に関する当面の方向性」（平成30		

意見	再意見	考え方	修正の有無
	年2月)で示されたとおり、見直しに向けた検証については、数か月内に開始し、年内又は来年早期には結論を出していくことが必要であり、NTT東・西から早期のデータ提供等が求められるところです。 また、接続料の算定に関する研究会（第12回）（2018年4月24日）において、NTT東・西から2016年度末の固定資産データを用いた撤去法の確率分布関数による推計結果（最小値・最大値）が開示されましたが、過去データとの比較の観点から、過去の検証同様※に2008年度の見直し時と同様の算出方法による推計結果についても情報開示されることが望ましいと考えます。 （※）「光ファイバケーブルの経済的耐用年数の見直しに係る検討結果」（2017年2月28日付け）（KDDI）		
意見 6 ①●NGNの機能別接続料が設定されることで、異なる事業者がNGNの同じ設備を同じように利用した場合のコストの同等性・透明性を確保することが可能になるため、本変更案について賛同。 ②●NGNの共用設備のコストドライバに関して、帯域換算係数が廃止されていること及び新しいコストドライバにトラヒックが用いられているため、本変更案に賛同。 ③●コストドライバの見直しの検討を行うのであれば、公開の場で議論することが必須。また、見直しの検討に当たっては、NTT東日本・西日本のみが利用している機能に有利な恣意的配賦が行われないよう注視することが必要。	再意見 6 （1）■今般の省令改正を踏まえた対応により、接続約款や算定根拠が複雑化している。総務省作成の諮問概要資料にも従前の接続機能にて適用料金の記載がされるなど、かえって分かりにくい接続料となっている。今回設定した機能別接続料を含め、設定しても長く利用実態のない接続料については、今後その必要性を検証すべき。 （2）■左記意見②及び③について、平成31年度以降の接続料においては、より適切なコストドライバ等を決定し、接続料へ反映していく。 （3）●左記意見③のとおり、見直しの検討の際は公開の議論をすることが必要。また、検討に当たっては、設備ごとの網機能の単位コストが明確となり、異なる事業者がNGNの同じ設備を同じように利用した場合にコストの同等性を確保するものとする必要がある。	考え方 6	

意見	再意見	考え方	修正の有無
○ 第一次報告書を踏まえた事業法施行規則の改正（平成30年2月26日公布）を受けた対応であり、今般の認可申請において、機能別接続料が設定されたことにより、設備ごとの網機能の単位コストが明確となり、異なる事業者がNGNの同じ設備を同じように利用した場合のコストの同等性・透明性を確保することが可能になると考えます。（KDDI） ○ NTT東西殿のNGN接続料算定においては、これまで、帯域換算係数が存在することにより、結果として相対的にトラヒックの小さい機能にコストが寄せられ新規参入事業者に不利な状況となっていました。この度行われた接続料申請においては、平成29年4月14日付情報通信行政・郵政行政審議会答申に基づき、帯域換算係数を廃止して算定されており、新規機能等を使ったサービスを展開する事業者に不利な状況が解消されていることから、平成30年度接続料に賛同します。 また、本接続料申請においては、費用の発生態様に合わせ共用設備のコストドライバにトラヒックが用いられており、その点からも本接続料は適切であると考えます。（ソフトバンク） ○ 平成29年12月に開催された接続料の算定に関する研究会（第10回）において、NTT東西殿より、平成31年度以降の接続料については、「より適切なコストドライバ等を決定」するとの見解が示されました。当該見直しは、NTT東西殿のみの判断によって行うことができるものではないため、仮に見直し	○ 今般の省令改正を踏まえた対応により、実際に適用されない接続料の算定に多大な稼働が追加的に生じるとともに、接続約款や算定根拠が複雑化しています。現に、総務省にて作成・提示された「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の接続約款の変更の認可申請の概要（平成30年度の接続料の新設及び改定等）」においても、従前の接続機能にて適用料金の記載がなされるなど、かえって分かりにくい接続料となっているものと考えます。 今回設定した「機能別接続料」を含め、設定しても長く利用実態のない接続料（アンバンドル機能）については、追加的に生じるコスト等を勘案して、今後、その必要性を検証していただきたいと考えます。（NTT東日本・西日本） ○ 平成30年度の接続料の算定については、一旦、中継ルータの上部ポートの帯域換算係数を加味しないトラヒック量を用いて算定することとしましたが、平成31年度以降の接続料については、接続料研究会（第10回）において、当社より意見提起したとおり、マルチキャストトラヒックの精緻化による影響やNGNの共用設備に係る設備コストの発生態様の実態を把握するとともに、ベストエフォートと優先クラスの packets 単価が同額となってしまうという課題の対処策について検討することで、より適切なコストドライバ等を決定し、接続料へ反映していく考えです。 今回の算定方法の見直しにより、例えば一般中継系ルータ交換伝送機能（優先クラス）の接続料単価	○ NGNの接続料算定方法について今後仮にNTT東日本・西日本によりコストドライバの変更等の大幅な見直しの提案が行われる場合は、関係事業者・団体の意見を十分参考にすることができるよう、十分な時間的余裕を持って、オープンな場での検討を進めることが適当である。 ○ なお、NTT東日本・西日本の意見では、総務省の説明資料で今般のアンバンドルされた接続料の申請案と昨年度のアンバンドルされない接続料との比較を昨年度のベースに合わせて行っていることをもって、今般の申請案の接続料が「分かりにくい接続料」となっている根拠の一つとしている。しかし、当該説明資料は、昨年度の接続料と本年度の接続料の比較のために昨年度のバンドルベースで対比させることにより、費用配賦の見直しの影響を示したもので、これをもって本年度の接続料が「分かりにくい」とすることの論拠が不明で	無

意見	再意見	考え方	修正の有無
の検討を行うのであれば、接続料の算定に関する研究会フォローアップの中で、NTT東西殿から具体的なデータも併せた見直し案を提示いただき、公開の場で議論することが必須であると考えます。また、見直しの検討に当たっては、NTT東西殿のみが利用している機能に有利な恣意的配賦が行われないよう注視する必要があります。 そもそも、接続料算定方法の頻繁な変更による接続料上昇は、接続事業者の予見性の確保や事業計画にも影響を与えるものであるため、平成30年度NGN接続料において接続料算定方法の大幅な見直しを行った後すぐのタイミングで、算定方法の大幅な見直しを行うことの可否は慎重に判断すべきと考えます。特に、優先転送機能のような、これから利用事業者を増やし新規参入を促進していくべき機能の接続料が、NTT東西殿の見直しによって急激に上昇するようなことがあれば、新規参入の阻害につながるため、そのようなことがないようにすべきと考えます。 (ソフトバンク)	は大幅に減少（対前年比99%の減少）しました。今後、コストドライバ等を見直しによって、接続料が大きく変動する可能性もありますが、接続料の算定方法が適正なものであれば、そのような変動が生じること自体は否定されるものではないと考えます。 なお、コストドライバ等を見直す場合には接続事業者の予見性を確保できるよう、対応していく考えです。 (NTT東日本・西日本) ○ 左記意見のとおり、NTT東・西からトラヒック以外のコストドライバの提案があった場合は、接続料の算定に関する研究会フォローアップの中で公開の議論をすることが必要であり、検討にあたっては、今回の帯域換算係数を見直しの主旨として第一次報告書の考え方で述べられたとおり、「設備ごとの網機能の単位コストが明確となり、異なる事業者がNGNの同じ設備を同じように利用した場合にコストの同等性を確保することが可能となる」ことが担保される必要があると考えます。 (KDDI)	ある。 ○ アンバンドル機能の要否については、今後の実態等を注視しながら検討していく必要がある。	
意見7 ①●「別に定める」とされる網終端装置の増設基準について、接続事業者・関係団体の意見・要望を十分に考慮しながら、適正な基準が定められる必要がある。 ②●「別に定める」とされる網終端装置の増設基準について、事業者や業界団体などとの協議が反映される仕組みを接続約款に盛り込むことが必要。 ③●接続約款において、誰が解釈しても大差のない増設基準が導ける程度に具体的な規定を設けるこ	再意見7 (1) ■別に定める具体的な増設基準の内容等については、NTT東日本・西日本のNGNと接続する際に必要な情報であることを踏まえ、守秘義務契約を締結した事業者向けのホームページに開示することとしており、公平性・透明性・予見性は十分に確保されている。 (2) ■今後決定する実施内容についても、総務省への報告後、事業者向け説明会を開催し、関係事業者・団体等に理解を得られるよう説明していくととも	考え方7	

意見	再意見	考え方	修正の有無
とが大前提。 ④●網終端装置を容量等で類型化し、それぞれの接続料を分けて設定するなど、より透明な接続料の算定をできるようにするための工夫を進めていくよう要望。	に、引き続き協議を行っていく。 (3) ●左記意見①～③に賛同。		
○ これまでも接続事業者が網終端装置の増設を希望する場合は、建設申込を提出する際に、必要に応じてNTT東・西と内容について調整した上で、NTT東・西が定めた運用ルールに基づき、増設可否が判断される運用となっております。 今般の変更において、接続事業者が増設申込みを行った際に、NTT東・西が別に定める増設基準を満たさない場合は増設を承諾しないことが接続約款に記載されることとなりますが、別に定める増設基準が現状の運用ルールからどう改善されるかについては未だ明らかになっておりません。 増設基準は、「円滑なインターネット接続を実現する見地からNTT東・西が別に定めること」となっておりますが、仮に、時代の流れ（一契約当たりのインターネットトラヒックの増加）に合わないような規定であった場合、円滑なインターネット接続が実現できないことから、接続事業者・関係団体の意見・要望を十分に考慮しながら、適正な基準が定められる必要があります。 また、当該規定が適正に規定・運用されているかについては総務省においても注視することが必要だと考えます。 (KDDI) ○(1)約款に記載する増設基準の具体性について NTT東西の約款申請案において、NTEの増設基準	○(1)約款に記載する増設基準の具体性について 今般の省令改正を踏まえ、網終端装置の増設基準に係る規定として、接続約款第25条（接続用設備の設置又は改修の申込みの承諾）を変更し、具体的な増設基準の内容等については、別に定めることとしました。 別に定める具体的な増設基準の内容等については、当社のNGNと接続する際に必要な情報であることを踏まえ、守秘義務契約を締結した事業者向けのホームページに開示することとしており、公平性・透明性・予見性は十分に確保されていると考えます。 (3)具体的な増設基準に対する提案 NGNの網終端装置については、これまでもトラヒックの増加に対応して、ISP事業者のニーズに応じた様々なメニューを追加してきており、本年4月、「接続事業者の要望により増設するメニュー(D型)」を新たに提供開始しました。 これに加えて、既存網終端装置の増設基準について見直す必要があると考えており、ISP事業者等からのご意見を参考にしつつ、円滑なインターネット接続の実現を図る観点から、様々なメニューがある網終端装置の利用実態等を踏まえて、検討を進めているところです。 今回、既存網終端装置の増設基準の緩和を実施す	○ 今回の接続約款変更によりNTT東日本・西日本が円滑なインターネット接続を実現する見地から別に定めることとなる増設基準については、接続事業者・関係団体の意見・要望を十分に考慮しながら、適切な内容が定められる必要がある。 ○ 具体的な基準の内容については、NTT東日本・西日本から本年5月末を目途に総務省に報告が行われ、その後事業者向け説明会も開催されるとのことであるが、特に接続事業者・関係団体には、どのようにその意見・要望を参考にし、また結果としてどのような考え方で当該基準を設定したものであるのか、十分丁寧な説明がなされる必要がある。 ○ また、NTT東日本・西日本においては、本件申請の認可が実施され基準を見直した後も、引き続き、接続事業	無

意見	再意見	考え方	修正の有無
は単に「当社が円滑なインターネット接続を実現する見地から別に定めるIP通信網終端装置の増設に係る基準」とだけ規定されており、そもそもトラヒックベースかセッションベースか、また、それらの具体的数値はどの程度かといったことが約款上明確でなく、また、予見することもできません。 今回の約款申請は、省令の改正と総務省の行政指導（要請）を受けたものであり、2018年2月26日の総務省のNTT東西に対する要請文書（以下、「本件行政指導」といいます。）では、「接続約款において、増設基準の基本的事項を、円滑なインターネット接続を可能とする見地から定めること。」とされています。 つまり、総務省は(1)「円滑なインターネット接続を可能とする見地から」、(2)増設基準の基本的事項を(3)接続約款において定めるように指導しているのであって、これに誠実に対応するためには、電気通信事業法第33条第2項の認可を要する接続約款において、基本的には誰が解釈しても大差のない増設基準が導ける程度の基本的事項を定める必要があり、その内容は最低限「円滑なインターネット接続を可能とする」程度のものであることが必要となります。 今回の約款案では、本件行政指導に対応しているとは言えず不十分なものです。これが一度認可されてしまうと、増設基準の妥当性について、今後は約款認可のプロセスを経ることもなく、またパブリックコメントなどで接続事業者や国民の意見を聴く機会が毀損される可能性が非常に大きくなります。	る考えであり、基準セッション数の引き下げ、または、それ以外の方法による対応を検討しているところです。効率的なネットワーク運営やサービス品質の確保に与える影響等を見極めた上で、具体的な実施内容を決定し、5月末を目途に改めて報告する考えです。 これまでも、円滑なインターネット接続の実現に向けて、NGNと接続しているISP事業者はもとより、それ以外の関係事業者や関係団体とも協議を重ねてきたところであり、今後決定する実施内容についても、総務省への報告後、事業者向け説明会を開催し、関係事業者・団体等に理解を得られるよう説明していくとともに、引き続き協議を行っていく考えです。 (NTT東日本・西日本) ○ KDDI殿、日本インターネットプロバイダー協会殿及びEditNet株式会社殿の意見に賛同します。 「円滑なインターネット接続を実現する見地からNTT 東・西が別に定める」とこととされている増設基準については、当然昨今のトラヒックの急増を踏まえたものであるべきと考えます。現在のセッション数ベースの増設基準ではトラヒックの急増に十分対応しきれていないのは明らかであり、見直しを行うべきと考えます。また、当該見直しは、関係事業者・団体からの要望・意見を踏まえた上で行われることが適切です。今般の意見募集において、日本インターネットプロバイダー協会殿より具体的な基準の見直し案が示されましたが、NTT東西殿は当該見直し案に対する見解を表明すべきと考えます。 (ソフトバンク)	者・関係団体の意見・要望を十分考慮しながら、実際の通信量の状況等も確認しつつ、適時適切に基準を見直し改善していくことが適当であり、総務省においては、これについて継続的にフォローアップを行うことが適当である。 ○ こういった当事者間の十分な意思疎通の中で円滑に増設がなされることが望ましいが、仮に合理的な理由によらずに円滑な増設が実現しない場合には、当事者の申立て等による接続命令のスキーム等を用いる紛争処理の手続もあるので、こういった手続が活用される場合には、総務省で適切に対応する必要がある。	

意見	再意見	考え方	修正の有無
よって、「増設基準の基本的事項」を接続約款に定めることを求める本件行政指導の趣旨に対応するため、接続約款において、最低限 ・トラヒックベースでの増設基準によること ・トラヒックの具体的基準 ・トラヒックの伸びを見込む場合、その計算のしかた などを定め、誰が解釈しても大差のない増設基準が導ける程度に具体的な規定を設けることが大前提であると考えます。 このようにNTT東西殿が追うべき責務に関する条項(増設基準等)が明確化されない中で、基準に満たない場合は承諾しない、という接続事業者には一方的に不利益になる条項が新たに追加されるのは非常に危険だと考えます。その基準が、ISP事業者とある程度合意が取れるような内容であればまだしも、これまでの経緯からすれば、全く現実とは乖離したものが出てくる可能性もあります。 よって「別に定める」、とされるものに関して、総務省が求めている事業者や業界団体などとの協議が反映される仕組みを、約款に盛り込むことが求められると思います また、約款外で処理されるようになると、今後の協議が困難な状況に陥るリスクもあります。よって状況次第では、基準を約款に載せるなどの措置も必要だと思われます。 (3) 具体的な増設基準に対する提案 NTEの増設基準については、別途、当協会よりNTT東西殿に要望書を提出し、その内容については協会Webサイトに掲載致しますが、ここにその概要を	○ 左記各社意見のとおり、今般の変更によって、接続事業者が増設申込みを行った際に、NTT東・西が別に定める増設基準を満たさない場合は増設を承諾しないことが接続約款に記載されることとなりますが、別に定める増設基準が現状の運用ルールからどう改善されるかについては未だ明らかになっておりません。 NTT東・西が別に定める増設基準が、仮に、時代の流れ（一契約当たりのインターネットトラヒックの増加）に合わないような規定であった場合、円滑なインターネット接続が実現できないことから、接続事業者・関係団体の意見・要望を十分に考慮しながら、適正な基準が定められる必要があります。 また、当該規定が適正に規定・運用されているかについては総務省においても注視することが必要だと考えます。 (KDDI) ○ KDDI株式会社殿、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会殿、EditNet株式会社殿のご意見に賛同いたします。総務省殿からNTT東西殿への要請は、既存網終端装置増設メニューの増設に係る基準又は条件の基本的事項を円滑なインターネット接続を可能とする見地から定めることと、既存網終端装置増設メニューによるトラヒック増加への対応の方法について検討し、適切な対処を行うこととされていましたが、説明会等が行われていない現在、今後の既存網終端装置増設について詳細は不明確です。今後、ISP事業者・関係団体の意見・要望を十分に考慮しながら、適正な基準が定められること		

意見	再意見	考え方	修正の有無
記し提案させていただきます。 ・各NTEのトラヒック状況を何らかの形で接続事業者に提供頂き、そのトラヒック動向に応じて、増設できるものとする。その際、現状では建設申し込みより設置までには約6ヶ月を要しているため、6ヶ月後のトラヒックがNTEの閾値(例えば80%)に及ぶことが予想される時点で申し込み可能となることとする。 ・この際、トラヒック動向は事業者によって大きく異なる事もあることから、事業者毎にその閾値等は考慮されるものとする。また、トラヒック動向等の数値次第では閾値をNTT東西殿と協議の上、変更できるものとする。 ・既に輻輳しているNTEについては、別途検討する。 ・この増設は、ユーザの利用環境改善のために行うものであるので、これらの措置を行ってもユーザの利用環境が改善されない場合には、お互い協議を行い、改善策を検討し実施するものとする。 ・また、利用環境改善のために、増設基準だけでなく、現状のインターフェースの帯域を更に大きなものにするなど、他の対応策についても検討するものとする。 (日本インターネットプロバイダー協会) ○ NTT東西の約款申請案において、NTEの増設基準は単に「当社が円滑なインターネット接続を実現する見地から別に定めるIP通信網終端装置の増設に係る基準」とだけ規定されており、そもそもトラヒックベースかセッションベースか、それが	を要望します。 (T O K A I コミュニケーションズ) ○ KDDI、EditNet意見に賛同します。 NTT東西には円滑なインターネット接続を可能とする増設基準を定めることが求められているところ、実際に定められる増設基準がその時々トラヒックに見合わない場合、円滑なインターネット接続の実現に繋がらない可能性があります。よって約款上、より具体性(輻輳の基準やトラフィックデータの取得基準や方法など)を持たせて明文化を進め、網終端装置の輻輳問題のゴールが見えるようにすべきです。 (日本インターネットプロバイダー協会) ○ KDDI意見に賛同します。NTT東西には円滑なインターネット接続を可能とする増設基準を定めることが求められているところ、実際に定められる増設基準がその時々トラヒックに見合わない場合、円滑なインターネット接続の実現にならないことから、約款上もきちんと具体性を持たせた規定とし、制度上も網終端装置の輻輳の解消が確実に担保されるよう、ゴールが見えるようにすべきと考えます。 (E d i t N e t)		

意見	再意見	考え方	修正の有無
決まった後の具体的な数値はどの程度か、このようなことが約款上明確でなく、また、予見することもできません。 今回の約款申請は、省令の改正と総務省の行政指導（要請）を受けたものであり、2018年2月26日の総務省のNTT東西に対する要請文書（以下、「本件行政指導」といいます。）では、改姓予定の省令を受け、「接続約款において、増設基準の基本的事項を、円滑なインターネット接続を可能とする見地から定めること。」とされています。 省令上も、NTEの「基準又は条件に関する基本的な事項」を接続約款に定めるが認可の条件とされています。 つまり、総務省は省令にもとづき、(1)「円滑なインターネット接続を可能とする見地から」、(2)増設基準の基本的事項を (3) 接続約款において定めるように指導しているのであって、これに誠実に対応するためには、電気通信事業法第33条第2項の認可を要する接続約款において、基本的には誰が解釈しても大差のない増設基準が導ける程度の基本的事項を定める必要があり、その内容が最低限「円滑なインターネット接続を可能とする」程度のものであることが必要となります。 今回の約款案は、増設基準を接続約款に「円滑なインターネット接続を可能とする見地から定める」ことを求める本件行政指導に対して、「円滑なインターネット接続を実現する見地から別に定める」と約款案に記載して応えているものです。 これはおよそ誠実な対応とはいえず、省令（電気通信事業法施行規則第23条の4第2項第1号の3）に照らしても不十分なものです。			

意見	再意見	考え方	修正の有無
これではISP事業者だけでなくそのサービスを利用する国民も、問題になっているNGN(フレッツ)の輻輳問題のゴールが見えません。 これが一度認可されてしまうと、今後設定または変更される増設基準の妥当性について約款認可のプロセスを踏むことはなく、パブリックコメントなどで接続事業者や国民の意見を聴く機会は想定されません。 よって、「増設基準の基本的事項」を接続約款に定めることを求める省令や本件行政指導の趣旨に沿うため、接続約款において、最低限 ・トラヒックベースでの増設基準によること ・トラヒックの具体的基準の考え方 ・トラヒックの伸びを見込む場合、その計算のしかた などを定め、誰が解釈しても大差のない増設基準が導ける程度には具体的な規定とする必要があります。 (Edit Net) ○ 今回、関門系ルータ交換機能の網使用料化により、NTEの使用料も約款化されました。この金額は、ISP事業者が接続しているNTEについて、NTT東西の利用部門が負担している金額ということになります(2018年3月28日の事業者説明会での事業者からの質問に対するNTT東西の回答)。 この欄に記載された金額はNTE1台当たり、東日本で月額175453円、西日本で月額330747円となっていますが、この金額は「増設基準を設けないNTE」(D型NTE)の網改造料と大きく開きがあります。 この点について、NTT東西はNTEの導入年度の相			

意見	再意見	考え方	修正の有無
違によるものと説明されていますが（前記説明会での回答）、今後NGNの多様な利活用形態、フレッツの接続化などの議論が進むことを考えると、NTEを容量などで類型化し、それぞれごとの接続料を分けて設定するなど、より透明な接続料の算定をできるようにするための工夫を進めていくよう要望します。 （E d i t N e t）			
意見 8 ①●今までの増設拒否の事例が法令に照らして問題なかったかについて、総務省において早急にNTT東日本・西日本への聞き取り等の調査を実施し、問題がある場合には適切な措置を行うことを要望する。 ②●ISP事業者とNTT東日本・西日本の間で早急に、誰が解釈しても大差のない増設基準をオープンに定めて運用することが先決であり、それでもなお接続約款の不備で不要不急、無駄なNTEの増設申込みが生じるようであれば、そのときに増設拒否理由を接続約款に盛り込むことで十分。	再意見 8 ■左記意見①及び②について、基準なく網終端装置の増設を実施した場合、網終端装置コストの大宗を負担する収容局接続機能を利用する事業者に見えなく過大な網使用料の負担を強いるおそれがあるため、これまで増設基準を定め、ISP事業者に対して事前協議等で必要な説明を行い、増設基準に則した申込みを受けてきた。 今般の省令改正や総務省からの要請を踏まえ、網終端措置の増設基準及び増設基準を満たさなかった場合の扱いを接続約款において明確化したものであり、今後もこれまで同様、ISP事業者と引き続き十分な事前協議等を行っていく。	考え方 8	
○(2)「増設基準」の位置づけについて 前項でも述べたように、今回の約款案において、増設基準を満たさないときは接続（または増設）の申込みを拒否できる旨の規定が追加されています。 この点について2018年3月28日の事業者説明会で事業者から質問があり、これに対してNTT東西殿は、「今までは増設基準や接続（増設）の拒否に接続約款上の根拠はなく、あくまでもNTT東西が提示する基準に対してご協力をいただき、それ以上の建設申込みを出さないようにしていただいていた	○(2)「増設基準」の位置づけについて ISP事業者からの申込みに基づき、基準なく網終端装置の増設を実施した場合、網終端装置コストの大宗を負担する収容局接続機能を利用する事業者に見えなく過大な網使用料の負担を強いるおそれがあるため、これまでも増設基準を定め、守秘義務契約を締結した事業者向けのホームページで、具体的な増設基準の内容等を開示してきました。その上で、ISP事業者に対して事前協議等で必要な説明を行い、増設基準に則した申込みをいただいていたところです。	○ NTT東日本・西日本においては、接続事業者から増設に関する個別の要望等があった場合には、十分な協議を行い、誠実に対応することが望まれる。 ○ 合理的な理由がないにも関わらず、増設が行われないという事案が仮にあり、これが現状でも解決していないのであれば、今般の増	無

意見	再意見	考え方	修正の有無
た」との回答でした。 この回答に際し、我々としては、この数年ユーザからの輻輳問題に関する苦情に日本全国の多くのISPが苦勞しながら対応してきた大変な状況が、NTT東西殿においてはこの程度に認識であったことに驚愕の念を禁じえません。 このように、実態は、増設基準が協力をお願いにすぎないことを接続事業者にはその旨告げることなく、あたかもそれがルールであるかのような資料で説明されてきました。また、建設申込みの前に事前照会手続きを設けて建設申込みを簡単には出せないような手続きを経るようにするなど、接続義務緩怠とも思えるものでした。 各事業者はエンドユーザへのサービス提供のために増設を申し込んできたにもかかわらず、NTT東西がこれを拒否する根拠にしてきた「増設基準」に実は制度上の根拠がなかったということです。 今までの増設拒否の事例が法令に照らして問題なかったかについて、総務省殿には早急にNTT東西への聞き取り等調査を実施して頂き、問題がある場合には適切な措置をされるようお願いします。 また、今回の約款案を制度上の位置づけから見ると、従来は特に基準がなかった（あくまでも接続事業者が申し込めば約款上は増設してもらうことができた）ことに対して、増設の拒否事由のみを設けるものであり、これによって増設条件がより厳格化されることになります。 そもそも接続事業者は、NTEを増設すれば自社側にも大きなコストが必要なものであり、無駄な増設を要望してきたことは全くありません。 よって、まずISP事業者とNTT東西殿の間で早急	今般の省令改正や総務省からの要請（第一種指定電気通信設備との接続に関し講ずべき措置について（インターネット接続関連事項）（総基料第33号、平成30年2月26日））を踏まえ、網終端措置の増設基準及び増設基準を満たさなかった場合の扱いを接続約款において明確化したところです。今後ともこれまで同様、ISP事業者と引き続き十分な事前協議等を行っていく考えです。 （NTT東日本・西日本）	設基準の見直しにより解決されることが望ましい。しかしながらそれでも仮に当事者間で解決の見通しがつかないのであれば、当事者の申立て等による接続命令等の紛争処理手続もあるので、こういった手続が活用される場合には、総務省において適切に対応する必要がある。	

意見	再意見	考え方	修正の有無
に、誰が解釈しても大差のない増設基準をオープンに定めて運用することが先決であり、それでお接続約款の不備で不要不急、無駄なNTEの増設申込みが生じるようであれば、そのときに増設拒否理由を接続約款に盛り込むことで十分ではないかと考えます。 (日本インターネットプロバイダー協会) ○ 今回の約款案において、増設基準を満たさないときは接続（または増設）の申込みを拒否できる旨の規定が追加されています。 この点について2018年3月28日の事業者説明会で事業者からの質問があり、これに対してNTT東西は、今までは増設基準や接続（増設）の拒否に接続約款上の根拠はなく、あくまでもNTT東西が提示する基準に対してご協力をいただき、それ以上の建設申込みを出さないようにしていただいていた、との回答でした。 しかし実態は、「増設基準」についてNTT東西は事業者に位置づけを説明することなく、あたかもそれがルールであるかのように資料を作成し、また、建設申込みの前に事前照会手続きを設けるなど、接続の原則承諾義務を軽視した態度を取ってきました。 各事業者はエンドユーザへのサービス提供のために申し込んできたにもかかわらず、NTT東西が増設を拒否する根拠にしてきた「増設基準」に実は制度上の根拠がなかったことになります。 今までの増設拒否の事例が法令に照らして問題なかったかについて、総務省には早急にNTT東西への聞き取りや行政指導など、適切な措置ををされ			

意見	再意見	考え方	修正の有無
るようお願いします。 また、今回の約款案を制度上の位置づけから見ると、従来は特に基準がなかった（あくまでも接続事業者が申し込めば約款上は増設してもらうことができた）ことに対して、増設の拒否事由を設けるものであり、形式的には増設条件の厳格化ということになります。 そもそも接続事業者は、NTEを増設すれば自社側にも大きなコストが必要なのであり、無駄な増設を要望してきたことは一切ありません。 よって順序としては、まずISP事業者とNTT東西の間で早急に、双方がある程度納得できる増設基準を定めて運用することが先決であり、それでお接続約款の不備で不要不急、無駄なNTEの増設申込みが生じるようであれば、そのときに増設拒否理由を接続約款に盛り込むことが望ましいと考えます。 (EditNet)			
意見9 ● 関門系ルータ交換機能（IPoE方式で接続する場合）の網使用料化について、網使用料化に移行するのであれば、本変更案における網改造料の規定を準用する運用に関して、 1) 接続事業者による自由な増速申込が担保されること 2) 接続の申込後に接続を中止した事業者の負担すべき費用は接続中止後も該当事業者が負担すること 3) 将来的にも上記の運用が継続されることを強く要望。	再意見9 ● 左記意見に反対。特に2)については、早期に本来の接続料のルールに合わせるべきであり、経過措置は現在導入されている設備、またはそれに準ずる最小限の範囲で適用されるべき。	考え方9	
○ 「接続料の算定に関する研究会」でも主張いたしましたが、網使用料化にすることについては依	○ NGN IPoE協議会の意見に反対します。特に左記、「意見2)」は、省令上も「当分の間」の	○ 本件接続料は、その性質に照らせば、各方面の関係	無

意見	再意見	考え方	修正の有無
然疑問が残ります。しかしその上でも、網使用料化に移行するのであれば、今回の網改造料の規定を準用する運用について、 1) 接続事業者による自由な増速申込が担保されること 2) 接続の申込後に接続を中止した事業者の負担すべき費用は接続中止後も該当事業者が負担すること 3) 将来的にも上記の運用が継続されることを強く希望します。また、本件について今後見直しを行う場合にはNGN IPoE協議会と議論をさせていただきますようお願い致します。 (NGN IPoE協議会)	経過措置として定められたにもかかわらず（第一種指定電気通信設備接続料規則2018年(平成30年)2月26日附則第6項)、「意見3)」は既存事業者のために経過措置を恒久化することを求めるものです。 経過措置という趣旨からも、早期に本来の接続料のルールに合わせるべきであり、経過措置は現在導入されている設備、またはそれに準ずる最小限の範囲で適用されるべきと考えます。 (日本インターネットプロバイダー協会) ○ NGN IPoE協議会の意見に反対します。 特に左記意見の2)は、省令上も「当分の間」の経過措置として認められる例外であるにもかかわらず（第一種指定電気通信設備接続料規則2018年(平成30年)2月26日附則第6項)、意見3)は既存事業者のために経過措置を恒久化することを求めるものです。 経過措置という趣旨からも、早期に本来の接続料のルールに合わせるべきであり、経過措置は現在導入されている設備、またはそれに準ずる最小限の範囲で適用されるべきと考えます。 (EditNet)	事業者の意見も聴きつつ、利用見合いで負担されるように移行していく必要があるものである。	
意見10 ●IPoE接続に係る責務について、今後さらに責務として求められる事項について積極的に実施すべく、さらなる情報開示に努めるとともに、啓発・広報活動を行っていく。	再意見10 ●総務省においては、VNE事業者間の競争が促進され、価格やサービスの面で消費者に最終的なメリットをもたらしているかについて、引き続き十分に注視すべき。	考え方10	
○ 協定事業者としては、これまでも不当な差別的取り扱いをしておりません。またIPoE接続の卸電気通信役務についても公表に努めてきましたが、今後さらに責務として求められる事項について積極的に実施すべく、さらなる情報開示に努め	○ 当協会の複数の会員から、過去にVNEを利用したくても見積もりも出してくれない、初期費用や卸料金が高く競争力を確保できない。また、VNE間で競争が成り立っておらず卸料金が下がらない、などの意見が寄せられています。IPoEは参入できる事業者数	○ 本件接続・卸役務提供が円滑に行われるよう、総務省においては、VNE事業者とISP事業者の協議等についてモニターを行っていく必	無

意見	再意見	考え方	修正の有無
るとともに、啓発・広報活動を行ってまいります。 (NGN I P o E協議会)	に制限があり、また経済的な参入障壁もPPPoEに比べて高いことから、ISP事業者がVNEを利用しやすい環境を早急に整備することが必要と考えます。総務省におかれては、VNE事業者間の競争が促進され、価格やサービスの面で消費者に最終的なメリットをもたらしているかについて、引き続き十分な注視をお願いします。 (日本インターネットプロバイダー協会) ○ 当協会の複数の会員からは、VNEを利用したくても見積もりも出してくれない、卸料金が高く競争力を確保できない、VNEの間で競争が成り立っておらず卸料金が下がらない、などの意見が寄せられています。IPoEは参入できる事業者数に制限があり、また経済的な参入障壁もPPPoEに比べて高いことから、ISP事業者がVNEを利用しやすい環境が必要と考えます。総務省におかれては、VNE事業者どうしの競争が十分成立し、価格やサービスの面で消費者に最終的なメリットをもたらしているかについて、引き続き十分な注視をお願いします。 (EditNet)	要がある。	
意見11 ●16社の上限を超える場合の必要な措置等の影響の検討に当たっては、既存事業者を含む当事者間での十分な合意を得た上で慎重に進めるべき。	再意見11 (1) ■今後も引き続きIPoE接続事業者数の上限の緩和の検討に努め、緩和が可能となった場合には、それを実現するための費用の負担の在り方等を、既存事業者を含む関係事業者と協議していく。 (2) ●左記意見に反対。必ずしも合意を前提とせず、双方の意見を聴きながら総務省の研究会などの場で方向性を決めるべき。	考え方11	
○ 16社の上限を超える場合の必要な措置等の影響の検討に当たっては、技術的な検討およびそれに	○ 当社収容ルータの仕様上の制約により、I P o E接続事業者数を17者以上に拡大するためには収	○ NTT東日本・西日本においては、平成30年2月26日付	無

意見	再意見	考え方	修正の有無
伴う費用について総額および負担の方式について関係者に提示した上で、既存事業者を含む当事者間での十分な合意を得た上で慎重に進めるべきだと考えます。 (NGN I P o E協議会)	容ルータの更改が必要であり、NGNを再構築する程の大規模な改修が生じることから、現時点ではその実現は技術的・経済的に困難であると認識していますが、今後も引き続きI P o E接続事業者数の上限の緩和の検討に努め、緩和が可能となった場合には、それを実現するための費用の負担の在り方等を、既存事業者を含む関係事業者と協議していく考えです。 (NTT東日本・西日本) ○ NGN I P o E協議会の意見に反対します。 既存事業者と新規参入事業者は競争関係になるため、本質的に利害対立が起こります。公正公平な条件での合意が成立しない場合や、議論に必要以上の時間を要する可能性は十分にあるため、必ずしも合意を前提とせず、双方の意見を聴きながら総務省の研究会などの場で方向性を決めるべきであると考えます。 (日本インターネットプロバイダー協会) ○ NGN I P o E協議会の意見に反対します。 参入できる事業者の数に制限がある場合、既存事業者と新規参入を希望する事業者の間には、本質的に利害が対立する関係があります。公正妥当な条件での合意が成立しない場合や、議論に必要以上の時間を要する可能性も生じるため、必ずしも合意を前提とせず、双方の意見を聴きながら総務省の研究会などの場で方向性を決めるべきであると考えます。 (EditNet)	けの総務省からの要請(※)を踏まえ、IPoE接続(直接接続)を行うことができる電気通信事業者の数に係る技術的・経済的な制約を実際に緩和しIPoE接続が円滑に行われるようにするための方法について、継続的に検討を行い、改善を図ることが適当である。 ※「第一種指定電気通信設備との接続に関し講ずべき措置について(インターネット接続関連事項)」(平成30年2月26日総基料第33号) (2) IPoE接続における公正な競争条件の確保 ① (略) ② 上記のほか、IPoE接続を行うことができる電気通信事業者の数に係る技術的・経済的な制約を実際に緩和しIPoE接続が円滑に行われるようにするための方法について、継続的に検討を行い、改善を図ること。 ③・④ (略) ⑤ 上記②から④までの検討又は対応の状況並びにVNE事業者及びVNE事業者にな	

意見	再意見	考え方	修正の有無
		ろうとする者の数を、平成30年6月末までに報告し、その後は当面の間、毎年12月末までに報告すること。	
意見12 ①●優先クラスの利用の接続申込みについて、IPoE接続事業者経由の接続形態を取る場合には、当該IPoE接続事業者と接続申込事業者の間の合意があることの確認書類の提示をNTT東日本・西日本から求めるべき。 ②●本変更案のネットワーク管理方針に関する部分について、公正な競争環境が確保されるものであるため賛同。 ③●接続約款に利用帯域・設定パターン数・一度に申し込めるパターン数の上限に関する利用条件については、事業者の要望に応じて見直すのはもちろんのこと、今後の優先転送機能の利用が不当に制限されることがないように予見性確保の観点からも注視が必要。	再意見12 (1) ■左記意見①について、仮に多数事業者間の接続において、関係する全ての事業者との合意がない場合には、電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるため、関係する全ての事業者との合意が必要であることを当該接続要望事業者に対し書面にて提示しており、IPoE接続においても同様の対応を行う考え。 (2) ●左記意見①に補足して、運用上最も効率的かつ実現可能な確認手段があれば、それを採用することもあり得る。NTT東日本・西日本と協議して、より良い手段が決定できることを要望。 (3) ■左記意見③について、接続約款に規定した利用帯域や申込みパターン数の上限については、今後、事業者からの具体的な要望を踏まえ、必要に応じて、利用条件の見直しの検討を行っていく。	考え方12	
○ 優先クラスの利用にあたっては、IPoE接続事業者経由の接続形態も取りえると理解していますが、その場合には該当IPoE接続事業者と協定事業者の合意があることの確認書類の提示を求めるべきであると考えます。 (NGN IPoE協議会) ○ 第一次報告書に記載された「ネットワーク管理方針の透明性の確保」「ネットワーク管理方針の公平性・適正性の確保」「指定設備管理部門における情報管理」について、事業法施行規則の改正（平成30年2月26日公布）を踏まえ、優先パケット機能	○ 「優先クラス通信機能」との接続を要望する事業者には、優先クラスの通信が経由するIPoE接続を行っている協定事業者（以下、IPoE接続事業者）を指定いただくとともに、接続申込みまでに当該IPoE接続事業者と本接続に係る合意を得ていただくこととしています。 IPoE接続に限らず、多数事業者間の接続となる場合は、電気通信役務の円滑な提供のために、当該接続を要望する事業者が関係する全ての事業者に合意を得ることが、事業者間において慣行となっています。 仮に多数事業者間の接続において関係する全て	○ 優先パケット関係機能については、これを用いた接続に関する要望を踏まえ、円滑な利用が図られるよう、柔軟な対応が行われる必要がある。 ○ 特に、接続約款に規定した利用帯域や申込みパターン数の上限については、NTT東日本・西日本において、接続事業者の要望に応じ、柔軟に見直しを検討すること	無

意見	再意見	考え方	修正の有無
の利用について、今般の認可申請において、以下の事項が接続約款に規定されているため、公正な競争環境が確保されるものと考えます。 ・NTT東西の利用部門と接続事業者の同等性の確保 ・接続事業者間の同等性の確保 ・利用者間、競合するコンテンツ・アプリケーション・サービス等の間で不当な差別的取扱いを行うものではないこと ・通信の秘密を遵守すること ・接続事業者に求める情報の範囲・手続き ・利用に係る具体的な基準 ・基準を超える利用を要望する場合の手続き (KDDI) ○ 優先転送機能については、NTT東西殿より、接続約款に利用帯域・設定パターン数・一度に申し込めるパターン数の上限に関する利用条件を設定する旨示されました。当該利用条件については、接続事業者の要望を踏まえ今後見直しを行うことも併せて示されていますが、事業者の要望に応じて見直すのはもちろんのこと、設定される条件については、今後の優先転送機能の利用が不当に制限されることがないよう予見性確保の観点からも注視が必要と考えます。 (ソフトバンク)	の事業者との合意がなければ、電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるため、関係する全ての事業者との合意が必要であることを当該接続を要望する事業者に対し書面にて提示しており、I P o E接続においても同様の対応を行う考えです。 (NTT東日本・西日本) ○ 今回、当社が接続約款に規定した利用帯域や申込みパターン数の上限については、今後、事業者からの具体的な要望を踏まえ、必要に応じて、利用条件の見直しの検討を行っていく考えです。 (NTT東日本・西日本) ○ 先の意見募集に当たって当協議会は、優先クラスの利用におけるI P o E接続事業者経由の接続形態の場合には該当I P o E接続事業者と協定事業者の合意があることの「確認書類の提示を求めるべき」と意見しましたが、必ずしも書類の提示を確認の唯一の手段として求めているのではなく、運用上最も効率的かつ実現可能な確認手段があれば、それを採用することもやぶさかではありません。NTT東西と協議して、より良い手段が決定できることを要望します。 (NGN I P o E協議会)	が適当である。	
意見13 ①●NGNの県間伝送路の申込手続が第一種指定電気通信設備との接続の申込みと同等の条件で実施できることとすることで、県間通信設備との接続に関する手続が明確化され、県間通信設備との円滑な接続が確保されるため、本変更案に賛	再意見13 (1) ●左記意見①に賛同。 (2) ●本変更案に規定された接続に関する手続と同様に、県間通信設備の接続料についても第一種指定電気通信設備と同等の仕組みで算定されることが必要。	考え方13	

意見	再意見	考え方	修正の有無
同。 ②●NGNの県間伝送路は、第一種指定電気通信設備ではないが、NGNと接続する上で県内伝送路と同様に不可避免的に利用する設備である。同様に不可欠性を持つNGNの県内伝送路と同じ算定方式で算定されるべきであり、毎年度将来原価方式で算定すべき。 ③●IPoE接続に係る県間接続料は、平成26年度以降全く見直しが行われていない。NGNに係る需要の伸びや経年による機器価格の低下を適切に接続料に織り込むためにも、毎年度将来原価方式で算定すべき。 ④●PSTNマイグレーションに伴い今後多くの事業者が県間伝送路を利用するに当たっては、適正性・透明性・公平性の確保が不可欠であり、その接続料について検証の仕組みが必要。	(3) ■左記意見③について、県間伝送路は、多くの事業者が自ら敷設しており、それを持たない事業者もビジネスベースで自由に調達を行っていること等を踏まえると、不可欠性はない。また、NGNの県間伝送路を利用するか、自前の県間伝送路を利用するかは、費用負担を含め、要望事業者自身の判断で選択可能であり、NGNの県間伝送路を不可避免的に利用せざるを得ないとの指摘も当たらない。 (4) ■左記意見④において、IP網へ移行後のIP-IP接続については、それぞれの県間伝送路を不可避免的に利用せざるを得ない状況はNTT東日本・西日本、他事業者ともに同じであり、NGNの県間伝送路の接続料については、非指定約款において接続料の透明性と公平性を確保するとともに、要望事業者からの確認・問合せ等に対して、可能な限り具体的な説明を行うことで、接続料が適正なものであることを理解を得るよう努めていく。 (5) ■NGNの県間伝送路は非指定設備であり、その接続料については、様々な変動要素を踏まえつつ、市場における需要動向、競争状況、市場価格等の市場環境やコスト等を勘案し、NTT東日本・西日本が決定していく。		
○ IP通信網県間区間伝送路の申込手続きが県内接続との接続に係る申込と同時に実施できることに賛成します。 (NGN IPoE協議会) ○ 第一種指定電気通信設備との接続の申込みとあわせて、非指定設備である「IP通信網県間区間伝送路」との接続の申込みを行った場合の申込方法や標準的期間等について、第一種指定電気通信	○ KDDI殿及びNGN IPoE協議会殿の意見に賛同します。 県間通信設備との接続に関する手続の明確化は、県間通信設備との円滑な接続確保の一助となると考えられます。 一方で、県間の接続料については、非指定設備であることからその算定方式含め明らかになっておらず、適正性・透明性・公平性は確保されていません。今般接続約款に規定された接続に関する手続と	○ 第一種指定電気通信設備との接続に当たり不可避免的に経由し一体的な利用が行われる場合におけるNGNの県間通信用設備の接続料・接続条件については、その透明性、公平性及び適正性の確保が特に重要であると考えられる。	無

意見	再意見	考え方	修正の有無
設備との接続の申込みと同等の条件で対応する旨の条文が今般の認可申請において接続約款に規定されています。 本事項については、「地域のNGNとの接続において不可避免的に経由せざるを得ないNGNの県間中継ルータ及び県間伝送路との接続条件については、第一種指定電気通信設備との円滑な接続の上で重要であることは明白であり、県間中継ルータ及び県間伝送路との接続について、その手続に関する事項を第一種指定電気通信設備接続約款記載において統一的に記載すべき」との第一次報告書を踏まえた事業法施行規則の改正(平成30年2月26日公布)を受けた対応であり、本事項を接続約款に規定することによって、県間通信設備との接続に関する手続が明確化され、県間通信設備との円滑な接続が確保されるものと考えます。 (KDDI) ○ NGNの県間伝送路は、NGNの県内伝送路とは違い第一種指定電気通信設備の対象にはなっていませんが、NGNと接続する上では県内伝送路と同様に不可避免的に利用する設備です。 現在、県間伝送路の算定方式については明らかになっていませんが、同じように不可欠性を持つ伝送路設備である、NGNの県内伝送路と県間伝送路は本来同じ算定方式で算定されるべきであり、まずNGNの県間伝送路の算定方式を明らかにし、仮に県内伝送路と差分がある場合は、算定方式を合わせるべきと考えます。なお、算定方式を合わせるに当たっては、NGNは今後需要が増えていくサービスであるため、当然、県内伝送路に合わせ、毎年	同様に、接続料についても第一種指定電気通信設備と同等の仕組みで算定されることが必要と考えます。 具体的には、NGNの県内伝送路と同様に、毎年将来原価方式で算定され、その料金については総務省殿において検証されることが適当と考えます。この手当てにより、NGNとの接続において不可欠である県間通信設備の接続料の適正性・透明性・公平性が確保され则认为ます。 なお、非指定設備で適正性・透明性・公平性を確保するための仕組みとして、例えば、コロケーション料金、電柱等については、非指定設備であるが、「第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なもの」として、接続事業者の負担すべき金額が接続料の原価及び利潤の算定方法に準じて算定されており、県間通信設備の制度的手当てを検討する際の参考となると考えます。 (ソフトバンク) ○ 左記意見のとおり、県間通信設備との接続に関する手続について、「地域のNGNとの接続において不可避免的に経由せざるを得ないNGNの県間中継ルータ及び県間伝送路との接続条件については、第一種指定電気通信設備との円滑な接続の上で重要であることは明白であり、県間中継ルータ及び県間伝送路との接続について、その手続に関する事項を第一種指定電気通信設備接続約款記載において統一的に記載すべき」との第一次報告書を踏まえた事業法施行規則の改正(平成30年2月26日公布)を受けた対応であり、第一種指定電気通信設備との接続の申込みと同等の条件で対応する旨が接続約款に規定・明確	○ その適正性・公平性は、一方の側が一方的にその考え方を説明することでは必ずしも確保されるものではない。実質的な事業者間協議において課題があるようであれば、適正性・公平性の改善に向けてルール化が必要かどうか検討していく必要がある。	

意見	再意見	考え方	修正の有無
度将来原価方式で算定すべきと考えます。 また、NGNを利用する上で県間伝送路との接続が必須であり代替性がないことから、マイグレーションに伴い今後多くの事業者が県間伝送路を利用するに当たっては、適正性・透明性・公平性の確保が不可欠であり、その接続料について検証の仕組みが必要と考えます。 (ソフトバンク) ○ IPoE接続事業者が支払っているNGN県間接続料については、平成26年度以降全く見直しが行われていません。NGNに係る需要が毎年度伸びているであろうことや機器価格が毎年度低下していくであろうことを考えると、この接続料停滞は、NGN県間伝送路接続料の算定がコストベースで行われていないことの証左であると考えます。NGNに係る需要の伸びや経年による機器価格の低下を適切に接続料に織り込むためにも、IPoE接続に係る県間接続料は、毎年度将来原価方式で算定すべきと考えます。 (ソフトバンク)	化されることで、県間通信設備との円滑な接続が確保されるものと考えます。 (KDDI) ○ 県間伝送路は、多くの事業者が自ら敷設しており、それを持たない事業者もビジネスベースで自由に調達を行っていること、現に当社も県間伝送路を他事業者から調達していること等を踏まえると、不可欠性はないものと考えます。 また、事業者からNGNでの新たなPOIの設置要望をいただいた場合には、適切な費用を負担いただくことを前提として要望事業者と協議を行っています。現に、NGNの県間伝送路を利用するか、自前の県間伝送路を利用するかは、費用負担を含め、要望事業者自身の判断で選択可能であり、NGNの県間伝送路を不可避免的に利用せざるを得ないとの指摘にはあたらないと考えます。 IP網へ移行後の音声サービスのIP-IP接続については、原則二者間の直接接続となり、お互いに対称・対等な関係でネットワークをつなぎ合うこととなるため、当社は他事業者の県間伝送路を、他事業者は当社の県間伝送路を利用することとなり、それぞれの県間伝送路を不可避免的に利用せざるを得ない状況は、当社も他事業者も同じとなります。 なお、当社の県間伝送路の接続料については、「非指定電気通信設備との接続に関する契約約款」（以下、非指定約款）に規定し、広く開示しています。非指定約款において、どの事業者も同等の条件で接続できることを定め、接続料の透明性と公平性を確保するとともに、引き続き、要望事業者からの確認・		

意見	再意見	考え方	修正の有無
	問合せ等に対して、可能な限り、具体的な説明を行うことで、当社の接続料が適正なものであることを理解していただくよう努めていく考えです。 いずれにせよ、当社の県間伝送路は非指定設備であり、その接続料については、様々な変動要素を踏まえつつ、市場における需要動向、競争状況、市場価格等の市場環境やコスト等を勘案し、当社が決定していく考えです。 (NTT東日本・西日本) ○ PSTNマイグレーション後は、NGNがボトルネック性を有するメタル・光アクセス回線と一体設置の巨大設備となり、かつ、県間伝送路を不可避免的に利用せざるを得なくなること、また、そのような状況下で、NGNの県間通信用設備が、NTT東・西の自由裁量でコスト如何に関わらず接続料を決定し得る状況では、公正競争の確保が困難なことから、左記意見のとおり、県間通信用設備が第一種指定電気通信設備との円滑な接続の上で重要である点を十分に考慮し、第一種指定電気通信設備と同等に適正性・公平性・透明性が確保されている必要があると考えます。 上記については、情報通信行政・郵政行政審議会答申(平成29年12月22日)の考え方2(※1)及び「NGNの県間接続料に関する当面の方向性」(平成30年2月)(※2)を踏まえ、接続料の算定に関する研究会フォローアップで検証・検討が必要であり、実際、接続料の算定に関する研究会(第12回)(2018年4月24日)にて、ソフトバンクから、NTT東・西との協議長期化(合意まで1年弱)等の事業者間協議に係る課題提起や、NGN県間通信用設備に関する規律・仕組み		

意見	再意見	考え方	修正の有無
	についての具体的な提案がなされたことから、適正性・公平性の改善に向けたルール化等について、早期に結論を出していく必要があります。 (※1) 情報通信行政・郵政行政審議会答申（平成29年12月22日）考え方2 ○ 第一種指定電気通信設備との接続において一体的に利用される県間通信用設備との接続に関し第一種指定電気通信設備を設置する事業者が取得すべき金額（県間接続料）については、(略)その具体的水準が第一種指定電気通信設備との円滑な接続の上で重要な条件の一つであることは間違いない。 ○ 県間接続料の水準に関し、事業者間で協議が行われてはいるものの、現状では、具体的にどのような算定方法が適正なのかという点に関して、互いの情報開示が必ずしも円滑に行われておらず考え方に差異がある状況にあると論じられており、総務省の検証を求める当事者もいることから、今後は総務省においても、費用の開示がどの程度行われているかを含め、関係事業者の意見を聴きつつ、検証を行うことが適当である。 ○ また、接続事業者が支払うべき金額まで約款記載事項とされているコロケーションと同様の対応が必要であるとの意見も踏まえ、総務省においては、NTT 東日本・西日本による取組の状況及び上記検証の状況も踏まえつつ、県間接続料の水準も約款記載事項とすることが必要かどうか、検討を行っていくことが適当である。 ○ さらに、この他の非第一種指定電気通信設備との接続において取得されるべき金額についても、		

意見	再意見	考え方	修正の有無
	その算定根拠が示されることは円滑な接続においては重要であり（略） （※2）NGNの県間接続料に関する当面の方向性（平成30年2月） 18.（略）まずは当研究会でも今後の協議状況を注視することが適当である。その上で、第一種指定電気通信設備との接続に当たり不可避免的に県間設備を経由し第一種指定電気通信設備との一体的な利用が行われる場合における適正性・公平性・透明性の確保は特に重要であると考えられるため、現在行われているのは一部の当事者間における協議だが、この状況を見つつ、適正性・公平性の改善に向けてルール化が必要かどうか検討して行く必要がある。 （KDDI） ○ ソフトバンク意見に賛同します。 現在のところ、NGNの県間伝送機能、IPoEの県間伝送路は事実上代替性がなく、第一種指定電気通信設備に準じて適正性、透明性、公平性を確保する必要があると思われます。接続料のしくみについても、第一種指定設備同様にコストベースで算定するよう要望します。 （日本インターネットプロバイダー協会） ○ ソフトバンク意見に賛同します。 NGNの県間伝送機能、IPoEの県間伝送路は事実上代替性がなく、第一種指定電気通信設備に準じて適正性、透明性、公平性を確保する必要があります。接続料のしくみについても、第一種指定設備同様		

意見	再意見	考え方	修正の有無
	にコストベースで算定するよう要望します。 (Edit Net)		
意見14 ①●現状、レガシー系サービスに係る機能については、毎年10月末に翌年度に適用する料金の速報値が提示されているが、コロケーション費用についても予見性確保の観点から開示対象に加えることを検討すべき。 ②●今回の値上げ理由は調整額によるものだが、激変緩和をすることで影響を平準化できるならば、コロケーション費用への激変緩和導入も併せて検討すべき。	再意見14 (1) ■左記意見①について、ビル毎の全てのコロケーション費用の速報値を10月末に開示することは、算定作業が膨大であり、また多大な時間を要することから困難だが、更なる予見性向上の取組みについて今後検討を行っていく。 (2) ■左記意見②について、会計方針の変更に伴う残存価額の見直しに係る影響を極力平準化するための激変緩和措置を実施する。 (3) ●左記意見①及び②に賛同。	考え方14	
○ 平成30年度に適用されるコロケーション費用については、接続料の算定に関する研究会の第1回でNTT東西殿が提示した資料にあるとおり、全体的なコロケーションラック数が減少局面に入ったことや調整額等の影響により、大幅に上昇しました。 現状、レガシー系サービスに係る機能については、毎年10月末に翌年度に適用する料金の速報値が提示されていますが、コロケーション費用についても予見性確保の観点から開示対象に加えることをご検討いただきたいです。 また、今回の値上げ理由は調整額によるものですが、激変緩和をすることで影響を平準化できるならば、コロケーション費用への激変緩和導入もあわせてご検討いただきたいと考えております。 (ソフトバンク)	○ 例年、接続事業者の予見性確保の観点から、コロケーション費用の速報値として、東京・神奈川[大阪・愛知]エリアにおけるビル毎の設備保管料(スペース料・電気料)及び設備使用料(電力設備・空調設備等)を1月末頃に、その他のエリアは3月上旬頃に開示しています。 ビル毎の全てのコロケーション費用の速報値を10月末に開示することは、算定作業が膨大であり、また多大な時間を要することから困難ですが、更なる予見性向上の取組みについて今後検討を行っていく考えです。 なお、「コロケーション費用への激変緩和導入」については、事業者説明会にてご説明させていただいたとおり、会計方針の変更に伴う残存価額の見直しに係る影響を極力平準化するための激変緩和措置を実施させていただく考えです。 (NTT東日本・西日本) (注) []内はNTT西日本からの提出再意見 ○ ソフトバンク株式会社殿のご意見に賛同いたし	○ NTT東日本・西日本においては、既にコロケーション費用の予見性向上のための取組が進められ一定の進捗が見られるところであるが、これについて更に改善の余地がないか検討を進めるよう、総務省から要請することが適当である。(要請)	無

意見	再意見	考え方	修正の有無
	ます。コロケーションも電気通信役務の提供には不可欠な事であり、その費用上昇は事業者への影響が大きく、予見性確保のため10月末までに事業者に開示される項目に含めていただくことを希望いたします。また、激変緩和による平準化についてもご検討をお願いいたします。 (TOKAIコミュニケーションズ)		
意見15 ●コロケーション等の改善に賛同。	—	考え方15	
○ NTT東・西のコロケーションは、接続事業者が第一種指定電気通信設備と接続してサービスを展開する上で必要不可欠であり、第一次報告書を踏まえた事業法施行規則の改正（平成30年2月26日公布）を受け、コロケーションが困難な場合の代替措置として、接続事業者が自らのラックに装置を設置できない場合に、NTT東・西のラック内の空きスペースに接続事業者の装置をNTT東・西が設置し、預かり保守を行う旨の条文が接続約款に規定されております。 今回新たに「コロケーションが困難な場合の代替措置」が接続約款に規定されることにより、Dランクで接続事業者が計画的に事業展開できないケースや該当エリアでの事業展開をあきらめざるを得なかったケースについて、当該代替措置を活用することによって一部事業展開が可能になることが期待されるため、コロケーションが困難な場合の代替措置として有効だと考えます。 (KDDI) ○ 第一次報告書に示された「効率的にコロケーションを確保する対応」として、今般の認可申請において、コロケーションスペースの空きが18架未	—	○ NTT東日本・西日本において、接続事業者の意見を踏まえた改善の取組が行われており、高く評価されるべきものと認められる。 ○ NTT東日本・西日本においては、今後も接続事業者の意見を十分参考にしながら、継続的な改善に努めることを期待する。	無

意見	再意見	考え方	修正の有無
満の場合に一律2架であった配分上限量を、空きが6架以上18架未満の場合については3架に緩和する変更がなされるため、効率的にコロケーションを確保することが可能になると考えます。 (K D D I) ○ 現状、契約者情報授受には磁気媒体(CMT)を利用しておりますが、次の理由から運用限界が迫っているところです。 (1) 国内のCMTドライブ装置の主要メーカーは既に生産を中止しており、数年後には機器の保守運用も終了する可能性があること。 (2) CMT媒体自体の生産も終了しており市場に流通していないこと。 このような状況であるところ、磁気媒体以外の方法で情報授受が可能となるため、今回の変更内容に賛同いたします。 (K D D I) ○ 当社国際コレクトコールは、海外から発信された通話について、当社オペレータを介し着信課金にてご利用いただくサービス（日本国内の着信先のお客様がご利用料金をお支払い）で、着信先のお客様は、当社とのみなし契約で当該サービスをご利用頂いております。 着信先のお客様に対して当社からご利用料金を請求するためには、当社がNTT東・西へみなし契約者情報の照会を行い、着信先のお客様に係る請求情報を取得する必要がありますが、着信先のお客様が、光コラボレーションモデル（以下、「光コラボ」という）のひかり電話契約のお客様であった			

意見	再意見	考え方	修正の有無
場合、現行のみなし契約者情報の照会では、請求先情報が光コラボ契約の事業者となってしまうため、実際に当社サービスをご利用されたお客様にご利用料金を請求することが困難になるという課題がありました。 しかし、今般の変更により、NTT東・西に対して、当社ご利用料金の料金請求回収代行を依頼することが可能となり、光コラボ契約の事業者を経由して、実際に当社サービスをご利用されたお客様に対してご利用料金を請求することが可能となることから、今回の変更内容に賛同いたします。 (KDDI)			
意見16 ●今回、接続料と利用者料金の関係の検証について、公表された算出方法等を確認したところ、その算出方法等に2つの不明点があったため、当該算出方法について適切な算出方法なのかどうか、総務省において検証することを要望。 ①「加入電話・ISDN通話料」の振替接続料の対象には、「加入者交換機回線対応部共用機能」「中継交換機回線対応部共用機能」が入っているにも関わらず、「ひかり電話」の振替接続料の対象には当該機能が入っていない点 ②「加入電話・ISDN通話料」「ひかり電話」の利用者料金収入は、NTT東日本・西日本が料金設定をしているものに限となっているが、振替接続料がNTT東日本・西日本着信時（加入電話、ひかり電話着）を対象としているのに対して、利用者料金収入はNTT東日本・西日本着信時以外も含まれている可能性がある点	再意見16 ■左記意見について、「ひかり電話」の接続料相当の対象には、「加入者交換機回線対応部共用機能」「中継交換機回線対応部共用機能」も含まれているが、接続料相当の算定方法の記載において、その旨が不明確であったことから、今後の公表資料においては修正する。 また、利用者料金収入にはNTT東日本・西日本電話サービス着信通話に係る収入以外にも他事業者OABJ着信通話等に係る収入が含まれているが、現時点、他事業者OABJ着信通話等に係る収入を精緻に把握して、利用者料金収入から除外することは困難。	考え方16	
○ 「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」が策定されたことにより、利用者料金収入と	○ 「ひかり電話」の接続料相当の対象には、「加入者交換機回線対応部共用機能」「中継交換機回線対応	○ NTT東日本・西日本においては、自ら表明するとおり、	無

意見	再意見	考え方	修正の有無
振替接続料総額の具体的な算出方法が公表（※）されることになり、今回の「接続料と利用者料金の関係の検証結果」において、対象となる具体的な振替接続料の接続機能や算出方法等が開示されたことは、接続料と利用者料金の関係の検証において、より一層の適正性・透明性の確保につながったものと考えます。 今回、公表された算出方法等を確認したところ、その算出方法等に不明点があったため、当該算出方法について適切な算出方法なのかどうか、総務省において検証頂くことを希望します。 このように、具体的な算出方法等が公表されたことで、外部からの検証も可能となったことから、「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」が策定され、それに沿った検証がなされることは非常に意義のあることだと考えます。 ①「加入電話・ISDN通話料」の振替接続料の対象には、「加入者交換機回線対応部共用機能」「中継交換機回線対応部共用機能」が入っているにも関わらず、「ひかり電話」の振替接続料の対象には当該接続機能が入っていない点（ひかり電話発信であっても、加入電話着信時には、当該接続機能が利用されるはず） ②「加入電話・ISDN通話料」「ひかり電話」の利用者料金収入は、当社が料金設定をしているものに限るとなっていますが、振替接続料がNTT東・西着信時（加入電話、ひかり電話着）を対象としているのに対して、利用者料金収入はNTT東・西着信時以外も含まれている可能性があり、比較対象が正しくないのではないかという点	部共用機能」も含まれていますが、接続料相当の算出方法の記載において、その旨が不明確であったことから、今後の公表資料においては修正することといたします。 また、ご指摘のとおり、今回報告した「接続料と利用者料金の関係の検証」における利用者料金収入には当社電話サービス着信通話に係る収入以外にも他事業者OABJ着信通話等に係る収入が含まれていますが、現時点、他事業者OABJ着信通話等に係る収入を精緻に把握して、利用者料金収入から除外することは困難です。 (NTT東日本・西日本)	誤解を生みかねない不明確な資料の表記は今後改めることが適当である。 ○ また、「加入電話・ISDN通話料」及び「ひかり電話」については、NTT東日本・西日本から「現時点、他事業者OABJ着信通話等に係る収入を精緻に把握して、利用者料金収入から除外することは困難」と表明されているように、NTT東日本・西日本に着信する通話と他事業者に着信する通話が区別されていない中では、これらのサービスの提供のためにNTT東日本・西日本が他業者に支払う接続料を含めて検証を行うことが適当であり、今後のNTT東日本・西日本における検証の見直しについて、総務省から要請することが適当である。（要請） ○ なお、今回の申請に関しては、総務省において「加入電話・ISDN通話料」及び「ひかり電話」について改めて接続料と利用者料金との関係について検証を行ったところ、その結果は別紙2の	

意見	再意見	考え方	修正の有無
(利用者料金収入にNTT東・西着信時以外の収入も含まれているのであれば、正しい比較検証としない) (例) NTT東の「ひかり電話」の利用者料金収入は1,248億円、振替接続料は123億円となっているが、利用者料金が3分8円であることを考えると、仮に比較対象が正しい(利用者料金収入も振替接続料もNTT東・西着のみ)とすれば、3分あたりの接続料単価が0.8円程度となり、加入電話着(H30年度IC接続:3分8.09円)もあると考えると、本当に比較対象が正しいのか疑問が生じる。 (※)「4. 結果の公表等」において、「事業者は、検証の実施結果をその具体的な算出方法と併せて総務省に報告する。また、事業者は、認可申請に際し、非公表とする正当な理由がある部分を除き、当該結果及び算出方法を公表する。」とされている(「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」案に対する意見及びそれに対する考え方の考え方4)。 (KDDI)		とおりであるとのことであった。この結果によると、接続料と利用者料金との関係において、不当な競争を引き起こすものとは認められなかったという当初の結論は引き続き妥当であると考えられる。	
意見17 ▲ビジネスタイプについては、スプリッタを用いない形(過去のBフレッツにおけるいわゆるシングルスター方式と同じ形)にすべき。	—	考え方17	
○ そもそもビジネスタイプについては、スプリッタを用いない真のFTTH(過去のBフレッツにおけるいわゆるシングルスター方式と同じ形)にすべきであるとする。 高額なビジネスタイプにしたのに、よく資料を見てみたり調べたりすると実は真のFTTHではなくスプリッタを用いたものである事が分かるのは残	—	○ NTT東日本・西日本においては、自社サービスの提供に当たり、効率的な設備構成によることが必要であり、また、サービス内容について十分な情報提供が行われることが望ましい。	無

意見	再意見	考え方	修正の有無
念かつ信義則に反しさえするものであり（他社はより安くFTTHを提供していたりするのである）、またその通信がスプリッタ他支流と下り回線について同じ光信号を用いているなど、ビジネスに安全性を求めるものには憤死ものの事態であると考えるが（※1）、強欲なトロールの様な姿勢は改め、ビジネス向けには利用者側の負担費用に見合った真のFTTHを提供すべきであると考ええる。 本来であればベストエフォートではあまり必要性が高いとは言えないQoLの設定を入れてきたことからすると、今後はビジネスタイプとファミリータイプ及びマンションタイプとのスプリッタを介した混在も考えているのではないかと思われるが、その様な事をして日本の事業者のビジネスに危険をもたらそうとするのは止めていただきたいと考える。 NGN、NGNと宣伝しつつこの様な状況を作っていくとは思ひもしなかったのであるが、NTTは、サービス及び約款において、それを求める者には真のFTTHを提供する事とし、そしてビジネスタイプについては基本として真のFTTHでの通信環境を提供するようにしていただきたい。（契約期間について、最低利用期間を2ヶ月以上（1ヶ月でも十分かもしれない）といった形で設ける事にすれば、十分工事費用等分の元は取れるはずである。） NTTにおける制度・運用を今すぐ変える事は困難であろうが、近い将来（1年内程度）に、態度を改めていただきたいと考える。東京オリンピックの前に国内の通信についてより望ましい有線回線の構築・運用がなされるよう、その着手を行っていただきたい。			

意見	再意見	考え方	修正の有無
意見は以上である。 ※1 なお、フレッツのONUで使われている認証用の鍵は全て同じ共通鍵との事であり、利用者番号はLEDで裏から照らせば書面内容が透けて見える薄い封筒に入った書類に記載され、使っている機器は同じで、通信の時刻についてはソフトウェアや光学的器具を用いればナノ秒単位で調整も可能と思われるのであるが、これで通信時の認証・暗号においてどの程度の未知部分を確保出来るのだ、という話である。NTTはふざけているのか？最低、認証等に用いられる鍵は、各々で個別の高強度の公開鍵暗号とすべきではなかろうか。情報工学について多少知識のあるエンジニアからは邪悪が皮を着てフレッツというサービスを提供している様に見える。 (個人)			
意見18 ▲算定根拠のデータに古いデータがあるのは誤りではないか。	—	考え方18	
○ 算定根拠のデータを読みました。古いデータが混じっておりますがこの根拠で問題はありますか？ (個人)	—	○ 「古いデータ」が過年度の会計結果という意味であれば、これ自体は法令の定める要請に従った結果と認められる。	無

中継ダークファイバの接続料の推移

- 中継ダークファイバの接続料(一般光信号中継伝送機能)は、平成25年度以降は乖離額調整の影響、需要の減少、不要設備の撤去等に係る費用の増加等の要因により、上昇傾向(平成24年度までは低減傾向)。
- 平成30年度の接続料は、需要の減少や老朽化した設備の補修・撤去等により費用が増加した影響により、前年度と比較して、NTT東日本では+19.1%、NTT西日本では+33.0%上昇。

(低減要因) 効率化努力/DSLやFTTHのバックボーン回線としての中継ダークファイバ需要の増/土木設備の耐用年数見直し(H23接続料～)

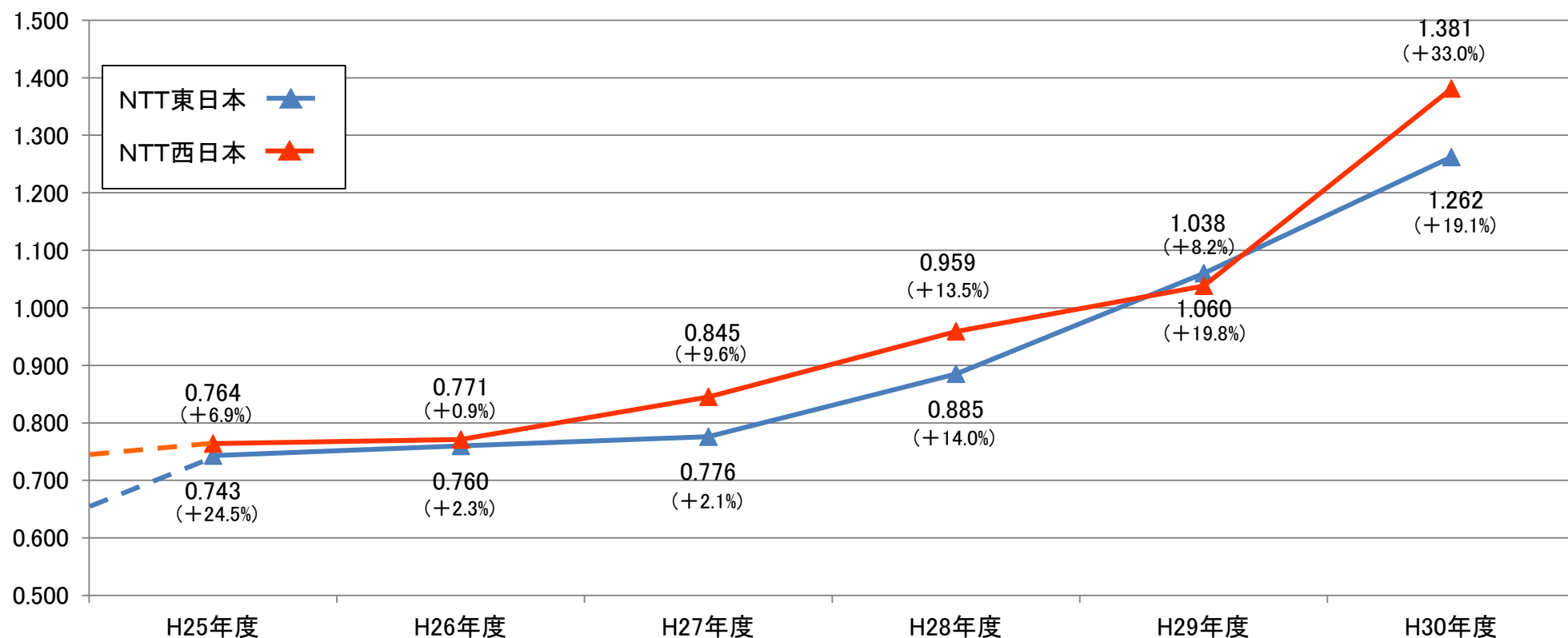
土木設備耐用年数見直しの調整額上の反動
(H25～26接続料)

アベノミクス等の影響によるROEの上昇
(H27～H29接続料)

(上昇要因)

・伝送装置更改と設備スリム化による芯線需要の減
(H29接続料～)
・土木・ケーブル設備等の補修・除却
(H29接続料～)

(単位:円/芯・m・月)



(出所)NTT東日本・西日本からのヒアリング等を基に総務省作成

接続料と利用者料金の関係に関する補充確認の結果 (「加入電話・ISDN 通話料」及び「ひかり電話」についての再検証)

接続料と利用者料金の関係に関する確認をより適正に行うため、総務省において、NTT 東日本及び西日本から必要な情報の提供を受けることにより、「加入電話・ISDN 通話料」及び「ひかり電話」について、これらの電気通信役務の提供のために NTT 東日本・西日本が他の電気通信事業者を支払う接続料を含めて改めて検証を行ったところ、結果は下表のとおりであり、価格圧搾による不当な競争を引き起こすとの結果は認められなかった。

なお、NTT 東日本・西日本からは、「加入電話・ISDN 通話料」の語で表される電気通信役務の範囲について、これまで指定電気通信役務損益明細表にいう「市内・市外通信」（自社網内通話及び他社直収宛通話）とみなしてきたが、他事業者を支払う接続料を含めて検証を行うことが適当とのことであれば、他事業者に接続料を支払う通話である移動体・PHS 宛通話、050 番号宛通話及び移動体・PHS 発フリーアクセス着の通話も含む通話料全体（※）に範囲を見直すことがより適正と考える旨の申出があったところ、そうした通話料全体での検証も有用と考えられる。※NTT 東日本・西日本が利用者料金を設定するもの

このため今回の再検証では、「加入電話・ISDN 通話料」の範囲を従来の「市内・市外通信」とした場合の結果と、それ以外の移動体・PHS 宛通話等も含めた場合の結果の双方を示す。

【NTT 東日本】

(単位：億円)

	サービス	①利用者 料金収入	②接続料 相当	③差分 (①－②)	④利用者料金収 入に占める差分 の比率(③÷①)
再検証結果	加入電話・ISDN 通話料(市内・市外通信 以外を含む)	262	158	104	39.7%
	加入電話・ISDN 通話料(市内・市外通信)	225	143	82	36.4%
	ひかり電話	1,248	232	1,016	81.4%
(参考)	加入電話・ISDN 通話料	225	126	99	44.0%
認可申請時	ひかり電話	1,248	123	1,125	90.1%

【NTT 西日本】

(単位：億円)

	サービス	①利用者 料金収入	②接続料 相当	③差分 (①－②)	④利用者料金収 入に占める差分 の比率(③÷①)
再検証結果	加入電話・ISDN 通話料(市内・市外通信 以外を含む)	245	146	99	40.4%
	加入電話・ISDN 通話料(市内・市外通信)	207	132	75	36.2%
	ひかり電話	1,149	209	940	81.8%
(参考)	加入電話・ISDN 通話料	207	114	93	44.9%
認可申請時	ひかり電話	1,149	112	1,037	90.3%